

第百五十三回
参議院財政金融委員会會議録第十二号

平成十三年十一月二十二日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

十一月二十日

補欠選任

伊達 忠一君

大沢 辰美君

十一月二十一日

補欠選任

小斉平敏文君

松山 政司君

山下 英利君

荒木 清寛君

十一月二十二日

補欠選任

金田 勝年君

清水 達雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山下八洲夫君

入澤 肇君

林 芳正君

若林 正俊君

円 より子君

山本 保君

委員

有村 治子君

上杉 光弘君

尾辻 秀久君

後藤 博子君

鴻池 祥肇君

坂野 重信君

中島 啓雄君

三浦 一水君

国務大臣

財務大臣

国務大臣

(金融担当大臣)

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

内閣府政策統括官

内閣府政策統括官

金融庁総務企画局長

金融庁監督局長

金融庁証券取引等監視委員会事務局長

財務省主税局長

農林水産省生産局長

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十日、大沢辰美さん及び伊達忠一君が委員を辞任され、その補欠として大門実紀史君及び尾辻秀久君が選任されました。

また、昨二十一日、荒木清寛君、小斉平敏文君、松山政司君及び山下英利君が委員を辞任され、その補欠として浜田卓二郎君、金田勝年君、溝手顕正君及び有村治子さんが選任されました。

○委員長(山下八洲夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。租税特別措置法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣府大臣官房審議官 薦田隆成君、内閣府政策統括官坂篤郎君、内閣府政策統括官岩田一政君、金融庁総務企画局長原口恒和君、金融庁監督局長高木祥吉君、金融庁証券取引等監視委員会事務局長渡辺達郎君、財務省主税局長大武健一郎君及び農林水産省生産局長小林芳雄君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若林正俊君 日本経済は、バブルの崩壊とともに土地や株などの資産価格が暴落をし、この十年で千三百兆円とも言われる大きな富が消滅したと言われております。まさに資産デフレの状況にあると認識しております。このような資産デフレを背景といたしまして、不良債権の問題などに直面をし、政府自身も月例報告では景気は一段と悪化しているという認識を示しております。

そこで塩川財務大臣にお伺いいたします。けれども、今回の証券税制改正の趣旨といいますが、最大のねらいはどこにあるのかお伺いしたいと思います。また、このことによつて、日本経済の景気回復にこれが有効に働くのかどうかということについてどのような認識を持っておられるか、まずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) 今、御質問の中にございましたように、日本の経済は非常に落ち込んでおりまして、長い間の低迷期間が続いてきております。

そこで、いろんな部門において体質改善、構造改革をやらなきゃならぬと思っておりますが、その一つとして、日本の金融システムの改革というのも非常に重要な問題であろうと思っております。

従来から、日本の企業の金融というものはどうしても間接金融に頼ってきた傾向がございますけれども、これは財閥のあり方等も関係しておりますけれども、これではグローバル化の時代に対応して切れぬというところから、証券市場の育成を図って直接資本調達をする方法をとるべきであるという、そういう政策的な転換をねらって証券税制を改正しようということをもくろんだわけでございます。

まず、証券面につきましても、昭和三十年代ご

ろ、日本が高度経済成長に入りました時分は物すごい、証券の保有は国民が資産として保有してくれておりました。ところが、最近におきましては証券を保有していることの魅力がなくなったものでございますから、これを何かインセンティブをつけて証券保有をしてもらうという方向に持っていきたいと、そういう趣旨から今回、証券に関する税制の改正を行うことになりまして、これによりまして一応国民一般が証券投資への動機づけに使ってくれるようになってくれたらいいと、こういう趣旨で改正したということでございます。

○若林正俊君 今回の証券税制の改正によりまして、税収面では、申告分離課税への一本化で約千六百億円程度の増、税率の引き下げで千九百億円程度の減、損失の繰越控除で千四百億円程度の減、トータルとして一千億円程度以上の規模の減税といったような試算がありますけれども、そのような認識でよろしいでしょうか、事務的にお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

今回の改正によりまして十五年度以降の減収額の計算につきましては、株式市場にも左右されますけれども、まさに御指摘いただいたような計数になるかと存じております。

○若林正俊君 個人の金融資産の中に占めます株式の割合、最近非常に、大臣がおっしゃったように株式の保有が減少をしております、それを外国と比べてみますと、アメリカでは一八・七％、ドイツでは一二・七％、ところが日本では四・六％だという数字がございいます。

柳澤金融大臣にお伺いをいたしますけれども、日本が欧米に比して著しくこのように株式の保有の割合が低いというのは一体なぜなのでしょう。先ほど、塩川財務大臣が戦後の経済の状況のお話しございましたが、柳澤大臣としての認識をお伺いをしたい。

さらに、金融政策の面から見て、これはどの程度の割合になるのが望ましいかと考えていますか。

大ざっぱなバランスの感覚としてどの程度あれば望ましい姿になるか、こんな点をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 日本の個人金融資産に占める株式の割合という意味での数字をお挙げになれましたが、ちよつと視点が変わって恐縮ですが、株がどういう人たちによって保有されているかという視点で申し上げますと、日本でも例えば、私、今手元にあるグラフを見て、昭和四十五年、一九七〇年、これは考えてみますと四十年の証券不況のそんなに遠い時点ではないんですが、大ざっぱにグラフを読みますと、それでも三七・五％ぐらいを個人が所有をしております、これは金融機関、事業法人よりも実は多い、トップのランクにあります。ところが、以後一貫して下がって、今や一九九〇年度、一時期は一八％台というようなところまで下がっているわけでございいます。ほぼ半分という保有割合でございいます。じゃ、どこに取ってかわられたかというところ、この前まで御議論をいただいた金融機関、それから事業会社というところを取ってかわられて、個人の保有の割合というのがぐつと下がったと、こういうことが時系列的に見ますと言えらるわけでございいます。

ですから、先ほど財務大臣のお話にもありましたように、昔は一つの資産の保有の形態として有力な項目であったということが言えるのではないかと、私もそう思うわけでございいます。それが今日このような状況になっているのは、この前の法案の御議論のときに随分お話が出ておったように、持ち合いというふうなことで、個人が何かの形で手放すと、それはほとんど金融機関と事業会社の手に入ってしまうというふうなことを通じてこういうことになったという面があったのではないかと。

それからまた、これは私の立場で何の根拠があるんだというふうなことを言われると、数字等の根拠を示してということではないんですが、世上言われるのは、やっぱり証券会社の姿勢等において、個人の株式保有者というものが他に比べて大にされるというふうなことがなかったということも言われておりますし、昨今では、株価の値下がりというものがあつた中で、個人がこの形態への投資をするのに嫌気が差してしまっているというふうな理由が働いているのではないかと、こういうふうに思ふわけでございいます。

どのくらいになるのが望ましいかということでは、私、個人的には、今度は物差しを、先ほど若林委員の言及された個人の金融資産の中に占める株式の割合というもので考えますと、まあ大ざっぱに倍ぐらいにはとりあえずしたいということを考えておるわけでございいます。

根拠を言えと言われても、別段そう明確な根拠があるわけじゃないんですが、とりあえずはそのくらいを目指していろいろな制度等の整備をお願いできればというふうなことを言っているのが、これは私の立場です。漠とした議論で逃げることも必要かとも思ふんですが、本日に議論を具体的にするために、私はこんな感覚でいるということ率直にお話しさせていただきます。

○若林正俊君 お話の中にありましたように、昭和四十年代、高度成長華やかになりました。私も記憶にありますのは、銀行よきやうなら、証券よきやうにちにはななどというキャンペーンがあり、またそういう認識がかなりあつたと思うんですね。それが急速になえてきて元気がなくなつてしまふ。いろいろな原因があつたと思ひます。背景はいろいろあると思ひます。

お話がありましたように、証券会社の営業姿勢とか、あるいは株式発行企業の株主に対する姿勢といひますか、配当性向でありますとか、証券をめぐりますいろいろな不祥事の続発とか、いろいろあつたと私は思ひますけれども、このたびの改正は、先ほど塩川大臣がお話しになられましたように、個人の投資家が証券市場に積極的に参加していく、どんな効果があるんだらうかという問いに對しまして、今回の税制改正は、そのための

動機づけといひますか、インセンティブを与えるものとして効果を期待していると、こういうお話がございました。私もそういうものだと思ふんです。税制における優遇措置だけで一般投資家が証券市場に戻ってくるかというと、積極的に参加するということを、そこに焦点を当てて期待をしても、それはなかなかおつしやるような水準にまで高まつていかないんじゃないかというふうに思ひます。

そういう意味で言いますと、やはり基本的な課題として、証券会社や株式の発行企業が、柳澤大臣がおっしゃるやうに、もつと個人の一般投資家を大事にしていくという、そういう経営姿勢、さらにはそれらを含む証券市場の構造問題といひます。それから、そういう構造的問題に真剣に取り組んでいかなくやいけない、こう思ふんです。金融庁はことしの八月にいろいろ勉強をされて、証券市場の構造改革プログラムというものをつくられて世に問うておられますけれども、非常にいいポイントになるのか、それは全部で、一体何がポイントになるのか、それは全部で、いろいろこのプログラムの中で提示をされている問題のうち、金融庁として、大臣として、何が重点か、どこを早急に改善しなくやいけないかと考えているのか、その重点的な事項を御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) いろいろ書いてあつてどことが焦点なのかわからぬというの、私もちよつとそんな感じを実は持ったのでございいます。私は、もつと直截に、こと、こと、ここが重点というやうな感じでないとなかなかアピールしないと言ふんですが、まあいろいろ書きたいというところで書かせていただいたんです。

私が重点だと思つておりますことを申し上げますと、まず例の証券不祥事で、一番最近の証券不祥事です。党内でもいろいろ議論をいたしたわけですね。例えば一任勘定はだめだとか、あるいはシナリオ販売というか、セールストークでシナ

リオを言つて販売するのはだめだとかというようなことで、何でもかんでもあの当時の議論だだめだ、だめだ、だめだ議論がそういう方向にざつと流れていつて、ある程度それが制度としてやや固められた面が正直言つてあります。

私が考えたのは、じゃ証券のセールスマンがお客様さんのところへ行つて何をしゃべるんだと。何にもしゃべらずに商売ができるなんて、特にまたこれを伸ばしていいこうというときに何にもしゃべれないということではほとんど商売にならないんじゃないかと、こういう問題意識を持っているわけです。私は、あのときに、いろんなビジネスモデルというセールスマンというものが一回破壊されたと思つてゐるわけです。

それでは、我々ができるだけ個人投資家に市場にもう一回帰つてきていたきたいというときに、どういうセールスマンというものを立てるんですかというのを証券会社がまず考えなきゃだめだということを私考えています。ですから、どこか一行、そうしたら、ビジネスモデルを何か立てることというのを書いてもらつたと記憶しておりますが、ここにありました、1の②、これは私が言つたことなのでございます。

それからもう一つは、いろいろな不祥事とか、これはルール違反とかというようにあるわけでございます。そういうようなことについて、個人投資家がそれでもって被害を受けるというところは絶対避けなければならぬですけれども、そういうことが的確に行われるためには、個人投資家が、こういうことをセールスマンが言つたら違反なんだというようにあると、あるいはこの会社はかつて違反をしたことがあるとかということとをちゃんと知つてゐるということが非常に私は大事だと思つてゐます。

そういう意味合いで、違反の事例というようにものをみんな投資家にわかつてもらつておくということが必要だと思つてゐます。そういう意味合いで、私は、違反の事例というものについては公表するということをしたかどうか。これは事務

方の原案にもありましたけれども、そのことを私、非常に重要だと思つてゐるわけです。

それから、その中にいわゆる自主規制団体としての証券業協会みたいなところがありまして、要するに消費者の不満、あるいは消費者が、こういう商売されて私はこういう損害こうむつた、これは実に不満ですというものは、今ほどこへ行くかという国民生活センターが何かに行くわけですが、この場合にはなかなか専門的なものですか、消費者の不満というか、同意できないようなことを持つていく先が証券業協会の中にあるわけ

です。この証券業協会に來たいろんな不満を証券業協会が処理するわけですが、その事例というものがほとんど投資家の皆さんを中心として国民の皆さんに知らせていくというように、自分もこういうことをちよつと不満に思つたけれどもやつぱり筋違ひだつたとか、あるいは、こういう不満はちゃんと取り上げられてこういうふうには正されてゐるので私の場合だつて是正されなきゃ困るとか、こういうようなことをもつと親しく自分の頭の中で持つてゐると。別に学問じゃありませんから試験があるわけではありませんが、常識としてそういうもので、証券取引というのはこういうルールに基づいて行われるべきものなんですよというものが投資家の中にしっかりと根づくということが大事じゃないか。そのためには、今言つたようなことが、高級なITだとかなんとかというよりももっとベーシックな、プ

ライマリーな事柄として必要なんじゃないか、こういうふうには私は思ひまして、今この中にそういうものも埋め込まれてゐるわけでございますが、あえて個人的なことで申し上げますと、そういうことを私はこの中で重視して盛り込ませていたいたと、こういうことでございます。

○若林正俊君 よくわかりました。同じような認識を持つておりますけれども、もう一つ、前に法案審議の中で入澤委員が言つておられましたけれども、どうも、株式投資に参加する、株式市場と

いうのはうさん臭いという、そういう一般国民の認識というのは根強くあるように思つてゐますね。

それは、インサイダー取引とか、取引ルールについて不正がないようにきちつと監視監督をしていくということは大変なことなんですけれども、例えば公務員にしても、我々にしても、何か株式保有していることがおかしいような、そういう一般の国民の受けとめ方になるようなシステムがあるということも問題じゃないかなというふうに思ひますし、もつと一般国民に対する株式市場、株式投資についての教育といひますか、認識を改めるといふようなことも努力が要るんじゃないかな、こんなふうにしてゐる。ぜひそういう点も重視していただきたい、このように思ひます。

ちよつと技術的なことになるんですけども、今度、申告分離一本化に際しまして、申告方法を簡便化するといひますか、簡易化するといふ要望が今まで市場に参加しておられた人々たちあるいはそのグループから強く聞かれるんですけれども、このことについてはどんな取り組みをしておられるのか、する予定でゐるのか、少し具体的に教えてください。お答えさせていただきます。

財務省といたしましては、今回の改正によりまして、これまで源泉分離課税を選択されてこられた方を初め、株式の譲渡を行う方は原則として申告が必要になるといふことから、まさに今先生が言われましたとおり、簡便に行えるようになさるごまな配慮を行うことは重要だと認識しております。

したがいまして、今回の改正におきましても、取得価額が不明な場合、特に相続等、古い時代に取得したようなものもございまして、その取得費の特例を設けさせていただきます。それによりまして納税者の申告事務負担に配慮させていただきます。このことについて申し上げます。

また、タッチパネルというような自動申告書作成機というものの機能拡充をさせていただき、特に来年から申告書の様式も変化させていただきます。また、まさに還付のようなものはこのタッチパネルで基本的に解決するといふような形を模索させていただきます。

このほか、実務的な課題も含めまして、今まさに金融庁等々の協力も得ながら検討を行っているところでございます。

○若林正俊君 実際に証券会社で営業にかかわつてゐる人たちが、もつと投資家の税の申告についてよく熟知した上でわかりやすく投資家に話をしていくといふことは物すごく大事だと思つてゐます。今、タッチパネルで簡易にできるシステムの開発をしておられるというお話ありましたけれども、ひとつ金融庁の方と十分連絡をとり、さらに業界のこれについての理解といふものをしっかりと

としてもらつて実施に移していく、そのことが大事じゃないかと、こう思ひます。最後に、今回の改正で、株式を取得する、そして売却をした場合の利益について特例措置を設けているわけですが、そういうキャピタルゲインはもちろん資産投資として意識されるわけですが、塩川財務大臣がおっしゃられたように、できるだけ株式の保有を長く持つて、安定した資産として株式を保有してもらいたいという、そういうねらいがあるわけでございます。そういう意味では、預貯金の金利と株式の配当との課税上のバランスとか、そんなことについてもさらに、実際の投資家の心理に合うような、バランスをとれるような検討が今後必要なんじゃないかなというふう

に考えております。そのことをお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。○副大臣(尾辻秀久君) 配当課税の見直しについての御質問でございます。この配当課税でございますけれども、まず制度で申し上げますと、相当の配慮がなされてゐる、こういうふうには考えます。まず、配当控除の制度が設けられておりますし、これは先生もよく御案

内だと思えますけれども、一銘柄当たり一定額、これ年一回十万円ということでございますけれども、以下の配当については源泉徴収のみで、申告不要とする制度の選択も可能となっております。こうしたことで、制度では相当配慮をいたしておりますので、今後につきましては慎重な検討が必要だろう、こういうふうに思います。

それからまた、税率についてでございますけれども、定率かつ定期的に発生する利子と比べまして、配当の場合は法人事業の成果を分配するという事業所得的な側面がございますし、さらに国民のほとんどが持っております預貯金に對しまして、株式というものはやはりどうしてもまだ比較的高所得階層に保有されておる、こういうことがございまして、その違いがございまして。そこで、この二つの税率をどう考えるか、これも今後慎重に検討せざるを得ない、こういうふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○若林正俊君 終わります。

○櫻井充君 済みません、ちょっと通告してないんですが、きのう二次補正を行うことが決まったようでして、そこでNTT株を売却してその資金に充てるんだという報道がございました。

ちょっと不思議なのは、金融機関が持っている株を一気に放出すると株価に影響があるから株式買い取り機構をつくったりとか、それから、今回のこの法案を見てくると、とにかく株式市場に個人投資家が入ってほしいというようなことを考えているわけであって、そうすると、今回の補正予算の原資を捻出するためにやろうとする方法というのは逆のことを引き起こしてしまふんじゃないだろうかというふうに思っておりますが、その辺についてはどのように今お考えなんでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 何かマスコミの一部が先走った報道をしましたので私たち非常に困っておるんですが、実はこの第二次補正予算は、こういう方向でいこうと決まりましたのはきのうの

夕方なんでしょう、それまではマスコミがああだこうだということを書き立てまして誤解を与えたことは申しわけないと思っております。NTTの株式を売却してその資金でもって補正予算の原資にする、そういうことでは実はございませんで、NTT株式を売却した益金が現在のところ十兆一千億円ございまして、そのうち既に貸し付けしてあるものがございまして、それはそれぞれのタイプによって違いますけれども、A、B、Cタイプ、これはもう国会でも御承認をいただいたタイプでございます。それに貸し付けたものの総数七兆六千億円でございます。売却した代金は十兆一千億円。そうすると、それを引きますと二兆五千億円がいわゆる今後貸し付けていくべき資金としてあるわけでございます。これを一応産投会計から使用いたしまして補正予算の財源に充てようということでございます。

したがって、今回の補正予算におきましては、事業費はともかくといたしまして、これは配分のしようにして事業費は異なっておりましかれども、原資といたしましては二兆五千億円、私たちの希望といたしまして今振りつけておるのは事業費で大体四兆二、三千億円になるかなと思っております。

○櫻井充君 済みません。その辺の経理がよくわからないんですが、今貸し付けるとおっしゃいますけれども、それはどこに貸し付けをなさるんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは先ほど申しましたように、この資金は法律によりまして使途が明示されております。

Aタイプ、Bタイプ、Cタイプというのがございまして、Aタイプというのは収益回収型でございます。これは主として地方自治体に貸し付けて地方自治体が都市開発に使うというやつでございます。ですから、これはまさに改革先行の趣旨に合ったものでございまして、ここに、このAタイプの中に民間事業者を追加するということは今度閣議で決定いたす予定でございます。

もう一つは補助金型タイプでございます。これはBタイプでございますが、これも主として公共事業等であって、公共事業というよりは公共施設、施設関係に使いやすいようにしてあるというものでございまして、これも対象は七分野に、したがって、これは環境であるとか、あるいは福祉施設だとか、そういうものに使っていくというものであります。

それから、Cタイプは民活型でございます。これはまさにPFIに一応該当するようなものでございます。こういうA、B、Cタイプでございますけれども、これはえらい小難しく分けていますけれども、大抵の事業はこれにはまってくるというところでございまして、幅広く使える、こう思っていたらと。

○櫻井充君 済みません、Aタイプで地方自治体に貸し付けると言われたんですけども、今の地方自治体の財務状況でこれは回収可能なんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) ですから、この予算の配分に際しましては、地方負担についてやはり地方との協議をしてあげなければいけないと思っております。それは私の方からも総務省の方に指示をしておるところです。

○櫻井充君 もう一つ、このNTTの株というのはいつ売却したものなんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 昭和六十一年、六十二年、六十三年でございまして、これはNTTが民営化したときに政府が放出した株の売却です。まだ大分株を持っていますよ。

○櫻井充君 わかりました。どうもありがとうございます。

それでは、今回のこの法案の緊急投資優遇措置に關してなんですが、本会議のときにも伺いましたんですけれども、改めて、これは株価に對して効果があるのかないのか。そして、こういうことというのは、世界でこのような、これに似たような対策を講じていて、それなりの根拠があつて株価が上がるとお考えなのかどうか、その点について教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正十郎君) NTTの株そのものの評価というものは、私は、市場が決定しますけれども、これは動かないと思っております。一般市場ですか、一般市場は……

○櫻井充君 済みません、話題が変わりました、申しわけございませんが。

証券税制の改正についてでして、今回の緊急投資優遇措置がございまして、長期間保有しておくと一千万円まで非課税になるというあのことに關してですが、世界でこのような同じような対策を講じている国があつて、そのときに株価に對しての効果がどの程度であつたのかどうか。もしくは、ほかでないだけども、日本でもとにかくとありえず初めてやってみるのか、その辺について教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

ただいま最初にお話のあつた諸外国でこのような措置があるかということでございますが、同じようなものは私も存じておりません。したがって、それがどういふ効果かというのは申し上げられません。

ただ、先生も御存じかと思ひますが、イギリスにISAという制度が一九九九年に、十年間の期限措置というふうになっておりますが、設けられました。これは、年間七千ポンドまでのISAという個人勘定にお金を入れますと、株式譲渡益等を非課税にするという措置が設けられているというところでございます。ただ、この措置も、導入後、一九九九年ですから、その後個人の株式保有あるいは株式市況に与えた具体的効果ということはまだわかっていないといふことではあります。

ただ、これもある意味でいえば保有という観点に着目しているのかと思ひます。

今回の緊急投資優遇措置自体も、まさに改正法の施行の日から十四年末までの間に購入した上場株式等を、購入額一千万円までのものについて一定の要件のもとで譲渡益を非課税にすると、そし

て教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正十郎君) NTTの株そのものの評価というものは、私は、市場が決定しますけれども、これは動かないと思っております。一般市場ですか、一般市場は……

○櫻井充君 済みません、話題が変わりました、申しわけございませんが。

証券税制の改正についてでして、今回の緊急投資優遇措置がございまして、長期間保有しておくと一千万円まで非課税になるというあのことに關してですが、世界でこのような同じような対策を講じている国があつて、そのときに株価に對しての効果がどの程度であつたのかどうか。もしくは、ほかでないだけども、日本でもとにかくとありえず初めてやってみるのか、その辺について教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

ただいま最初にお話のあつた諸外国でこのような措置があるかということでございますが、同じようなものは私も存じておりません。したがって、それがどういふ効果かというのは申し上げられません。

てこれ自体はまさに長期保有、これは二年間というふうになっておりますけれども、これも事務的な事情もございまして、現在二年ということで管理させていただこうと思っておるわけでございませうけれども、これらを少しでも個人の方に保有にインセンティブを与えて厚みのある市場の形成に資したいという願いからでございます。

これによりまして、どの程度の方々が市場に新たに参加いただけて、株価にどの程度影響を与えらるかというところは予測することは困難でございますが、まさに多くの個人投資家がこの際株式市場に参加するきっかけになるということを期待する、しかも売買ではなくて保有という観点で参加していただけたらと思っております次第でございます。

○櫻井充君　そうしますと、この緊急投資優遇措置というのは、株価対策ではなくて、個人投資家が市場に参入してほしいという思いでつくられたということになるんですか。株価対策ということでは全然ないということですね。

○国務大臣(塩川正十郎君)　それは両方ねらっているわけです。

○櫻井充君　そうしますと、たしか今回申告分離課税一本化になりますけれども、あの当時、あれは二年前の議論だったでしょうか、その際に、要するに源泉分離課税をやめると個人投資家が逃げたという可能性はあるから、だからこの時期には一本化できないんだという話がございました。

合わせて効果をねらっていくのは当然でございます。ただ、けれども、二年前の年末の税制調査会の意見等を聞きますと、源泉分離を温存しなければ株主がふえないと、こういうことでございまして、これを継続いたしまして昨年とんとやっぱり減ってしまったおるんですね。そうすると、何のためにやっていたんやと、こういうことになりまして、むしろそれよりも繰越損失の控除を認めてやる方が、投資家としてはこっちの方を選択しているということなんです。繰越損失制度を認めようとするならば、やっぱり申告制でなければできないじゃないかと、こういうことで申告制一本にできたということでありまして。

それともう一つは、今までの税制は、株に關しまして、売ったからなる、売ったからこれだけ利益があるとか優遇するとかそういうことばかりしていたけれども、しかし、今考えまして緊急に必要なのは、今買ったら得だつてという、そういうものを入れるべきなんです。それが今度の優遇措置なんですよ。

ですから、両方兼ねて、いわゆる持つておって売るときの状態に対して透明性を持つて、そして繰越損失もできるといふことになればさらに株に興味を持つてくれるであろうということ、それから今持つておるものは、へそくりがあつたら今買つていたら得やという、そういうこととあわせて今度の税制を出しておるということでございます。

○櫻井充君　そうしますと、二年前の判断は、その当時、我々は申告分離課税一本化ということをやつと訴えておりましたけれども、政府の方が個人投資家が離れる可能性が高いということと一本化を延期したということですから、あの当時の判断は間違っていたということになりますよね。

○国務大臣(塩川正十郎君)　国会の判断が間違っているとは言いません。言いませんけれども、そういう印象を持つて議論しておつたということは事実でしょうね。

かは、源泉であろうが申告であろうが、それよりもやはりもっともつと配当をよくしてくれて、株主を大事にしてくれたらいいのに、こんな不況で会社がじめ倒れておると、こういうところがやっぱり株の離れた原因だと思ひます。

思ひますけれども、こういう投資家に対して呼び戻ししやすい方法は何かと。株というものは、証券を持つておることは、非常に公正な扱いをしております、一部の者だけがいい目をするものじゃございまして公平な扱いをしておりますというところは、やっぱり申告制度はそうなると思ひますし、そしてまた繰越の損失があつたら、利益があつて損失があつたらそこで計算いたしますと、ですから安心して投資をしてください、こういう呼び水にはなると、間違いないと思ひますね。

○櫻井充君　安心して投資をしてくださいというのは、それなりに配当がある場合に初めて言えることなんじゃないでしょうか。配当がきちんと出るのかどうかかわらないような現下の状況で、安心して投資をしてくださいとはならないんじゃないですか。

○国務大臣(塩川正十郎君)　それは一つの理屈でございまして、そういうことを言い出したら何ほでも理屈はあります。だから、私たちは、株の停滞は何も政府の責任でも何でもないので、何でもないとは言いませんけれども。

しかし、それを振興していく、振るい起こしていく、そのためには政府はある程度の呼び水としてのインセンティブをつけていかなきゃだめだといふ考えでございまして、基本は何と云つたつて株式を発行している会社がしっかりと配当すること、そして株のいわば操作というよりも、株式をできるだけ調子のいいときは自己株で買い戻す、資金が要るときには増資をして、市場から、一般投資家から資金を取ると、こういう操作を、操作といひましようか、そういうやりくりを会社が真剣に株主のために考えていくということ、これがなかつたら株はどんなに太鼓をたたいてみてもよ

くなつていくものじゃございせん。しかし、政府の責任としてこういうインセンティブをつけて動機づけていくということは、やっぱり政府としての重要な責任だろうと。それが今度の法案です。

○櫻井充君　そうなつてくるともう一度考えなきゃいけないのは、貯蓄している場合、一体どういふふうにお金があつておるかなんだろうと思ふんですね。つまり、貯蓄をした際に金融機関が株を買つてくれる、ある意味言つておきますと、株を買つてくれる、であれば、結果的には間接的には個人投資家が投資をしている、もしくは投資信託でもいいんですけれども、そういう形になつてくるわけであつて、わざわざこの時期にお金の流れ方を変えていかなければいけないというふう

に考える理由は何なんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君)　今は御承知のように銀行が株主の筆頭になっておりますよ、どこでも。まあそうばかりじゃございせんが、その銀行が株を保有しておることが銀行の現在の会計基準に照らしてみても非常に不安定な状態をつくつておるといふことですから、ですから法律をつくつて銀行が保有しておる株を買い上げていこうという制度をやつておるところですから、銀行はこれから株を積極的に持つということはない。どうして、いわば企業の資本は直接投資家個人が保有する方法をとるのが一番健全、安定した資金供給になると、こういう考えでやっております。

従来はそういう金融機関が、銀行あるいは生保が株式を取得して資金を賄つておりましたけれども、この方向は変えるべきであるといふことで、方向転換の一つとしてこの法案が役立つていくと、こういうことです。

○櫻井充君　銀行は確かにそうなんですけれども、例えば投資信託とかそういう場合はどうなんでしょう。

○国務大臣(塩川正十郎君)　投資信託大いに結構ですよ。ですから、投資信託も私は申し上げたい。アナリストなどで、報酬を取るだけじゃなく

て、成績によって報酬を取る制度にしなきゃだめだと思えますね。

○櫻井充君 要するに、何というか、なぜそういうお金の流れ方を変えていかなきゃいけないのか。そしてもう一つ大事な点は、もし本当に今まで金融機関が持つていて、持ち合いみたいな形でコーポレートガバナンスが十分發揮できないから個人投資家が持つべきだとかそういう議論になってくるんだと、確かに理論上は僕はその方が正しいんだと思うんですね。ただ一方で、日本の個人投資家が仮に株を持ったとしても、コーポレートガバナンスという考え方を身につけておりませんから、健全な企業経営に対して有効であるとはちょっと今のところ思いがたい部分もあるわけですね。

もう一つ言うと、たしか子供銀行というのがあって、子供郵便局ですけれども、小学生のところに子供郵便局があって、今の総務省がかなりのお金をかけて郵便貯金させているはずなんです。アメリカはそういうことではなくて、株価が上がるか上がらないかという議論を小学校から中学校かそのぐらいのところから始めているわけであって、そういう素地があるからこそ株に投資していくというマインドがあるはずなんです。

ですから、子供のころから貯金をしなさいという教育を受けている人間がいきなりこういう、ただ税制を優遇しますからさあ行きなさいと言つて、そしてなおかつコーポレートガバナンスのようなものがわかっていない人間にとって、ただ単純にそこで何となく買わされてしまう。これは個人が積極的に買うわけではなくて、恐らく証券会社の勧めがあって、今回優遇税制があるからこれを買ったらどうですかという話になっていくんだらうと思うんですね。そういう資金の流れが果たして健全なかどうか、私は若干疑問なんです。が、大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは櫻井さん、余り短気過ぎる話やね。要するに、法律が変わつて、こういうぐあいに方向が変わつたからすぐに

その効果が出てくる、私はそうは思わない。やっぱりこういうのは、社会制度といましようか経済制度というのはやっぱり長年かかって変わっていくものですね。

私は、こうして一般投資家が株式に積極参加するということになってきたら、企業自体が変わつてきますよ。今まで企業の経営者は大株主がおつて、大株主の談合でやっていたんじゃないですか。談合の経営はだめだということなんです。これから一般株主がどんどん入ってきたら、それは株主訴訟等も頻繁に行われるようになってきますよ。そうしますと、やっぱり企業自身が緊張を持つて経営していくことはもう間違いないが、利益の配分というものがやっぱり企業の発展、そして利益の配分というものがつなげていく、私は必ずいい結果になると。

今までの日本の資本主義の発展途上を見ましたら、やっぱり財閥中心、財閥は何やといつたら両替や、両替というのは何だといつたら銀行だったんですね。これ中心でやってまいりました経済システムというのが、グローバルゼーションのもとにおいていけなくなってきたというのが現状だらうと。そうすると、新しい体制に変わるためにはやっぱり大衆資本というものを中心に置いた経済体制に変えるべきだと、そう思っております。

○櫻井充君 これはアメリカの商工会議所の方が言っていたんですけれども、日本の企業は、株式会社が含めてですけれども、間接金融で十分資金が調達できるんだと。ところが、じゃなぜ上場するのかという、それはステータスをとるためであつて、本来の目的から随分離れていたんじゃないかという、そういう指摘もあるわけですよ。

そしてもう一つは、大臣おっしゃるとおり、確かに短期的に見るべきものではないんだらうと思ふんですが、短期的に見るべきものでないといふば、こういう優遇税制というものを時限立法みたいな形で割と短期間に区切つてやるということとは

果たしてどうなんだろうかと。そこら辺の整合性がとれていないような感じがする、今の御答弁からですと。どうお考えでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) いまじくも櫻井さんが質問の中で、これは株価対策をやつたのか、それともそういう資本体制の方向を変えるために、株主優遇のためにやつたのかとおっしゃつたけれども、私は両方だと言いました。まさに両方なんです。今株式が物すごい冷え込んでおるから、だから株式市場に対して刺激を与えるのには、えらい忙しい急なことを言うて申しわけございませうけれども、こうして急いでひとつ御審議いただいて、その一つの刺激を早急に与えていただきたいと。これはまさに株式対策であることは事実でございます。

けれども、もう一つのねらいは、やっぱり直接資本市場を育てていくというねらいもある、両方兼ねておるといふことを私最初に申し上げたとおりでございます。そういう意味で株式市場に対する刺激を与えていくんだと、こういうことで御理解いただいて、できるだけ早くひとつ成立させていただくようお願いしたいと。

○櫻井充君 じゃ株価対策という点で見ると、これは考え過ぎなのかもしれないけれども、外国人の投資家の動きを見ていると、割と非常にうまく売り抜けて利益を得ているんだらうと思ふんです。例えば、アメリカの貿易収支とそれから經常収支を見た際に經常収支の赤字の方が少ないというの、これはもうキャピタルゲインだといふふう言われています。例えば、日本がIT、ITと言っているところに最初に先行投資をしておいて、日本人の投資家が投資をし始めて、その辺のところで売り抜けていって相当の利益を得ているんだらうと思ふんです。

今回、本当にこれが株価対策で株価が上がるんだと考えれば、恐らく先行投資してくるんだらうと思ふんです。先行投資した上で、証券会社の勧めもあつて個人投資家が投資したとします。株価が上がつたとしても、そこで恐らく売り抜けて

くるということを考える人たちが僕はいらんだらうと思ふんです。そうすると、結果的には株式に参入してみたものの利益が上がらなかつたとなつてくると、かえつて株式市場から離れていく人たちが出てくるような、そういう心配もあるような気がしてらるんですが、その辺についてどうお考えですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) これは確定利率で利益を保証しているものではないということでございます。ですから、そこは投資家もある程度リスクは覚悟していかなくやならぬと思ひます。しかし、私はこれからの企業の判断というものが、一般の投資家の方々が銀行預金ではなくして株式投資に行くというふうになつてまいりますと、そういう点に対する関心の持ち方というものが、おのずから変わつてくると思ひますし、そこらは非常に健全な市場の育成に役立っていくんではないかと思ひます。

○櫻井充君 リスクをとつてくださいといつてどれだけ皆さんが理解しているのかということが一つ問題なんだろうと思ふんです。後で質問させていただきますけれども、大和都市管財なんというのは典型的な例なんだろうと思ふんです。ハイレスク・ハイレターンだと言われて、それで、なかなかのお金を使つて、もう本当にほとんどのお金が戻らないような状況になつていくわけですね。

何でこんなことを言っているかという、やっぱり根本からいって、先ほど大臣もおっしゃつていましたが、きちんと配当できるような、企業が利益を上げていくようなシステムさえつくつていけば、こういう緊急投資優遇措置などやらなくても恐らく株の方に資金は流れていくんだらうと思ふんです。ですから、本筋から言へば、投資をした際の利益率、それが確保できるように企業が本来は努力していくことが重要なんじゃないかと思ひます。いかがですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) もちろん、おっしゃることは当然のことだと思ひます。

○櫻井充君　そうしますと、株価全体を押し上げていくためには、景気の回復というのがもうこれは不可欠なんだろうと思うんです。

その景気の回復に対してですが、これはまた一昨日と同様なんですけれども、二点ですね。つまり、財政再建をやっていくことによって、財政構造改革をやっていくことによってこの先景気がまず上向いていくのかどうかということですね。それから、不良債権の直接償却を行うことが日本の景気を上向かせていくのかどうか。その辺についてどうお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君)　不良債権の問題について先にお答えさせていただきますけれども、かねて申し上げておるように、今、先生がお触れになった直接償却というのは対象があくまで破綻懸念先及び破綻先ということでございます。破綻懸念先というのは、端的に言ってしまうと債務超過であって、それが近々解消されるという当てがないと、こういう展望が持たれているところがその先ということになるわけでありまして。そこをすべし再生させるということではもちろんないわけですから、その中でできるだけ多くの部分を、同一企業内の中ですけれども、いい部分と悪い部分を切り離して、いい部分をできるだけ再生して、債権としても格の上のものに変化させていくということがねらいでありまして、すべてがプラスの評価、景気の回復にプラスに寄与するとはまだ申しませんけれども、そういう面も十分あり得るし、それからまた全体としてそれがまさに産業の構造改革に役立って中長期的に日本経済の再生に寄与すると、こういう位置づけで考えているわけですから。

○国務大臣(塩川正十郎君)　財政構造の改革が景気対策にどう影響するかという御質問ですか。

○櫻井充君　景気対策じゃなく景気に対してです。

○国務大臣(塩川正十郎君)　私たちが終始一貫ずつとやっているのは、従来、過去十数年にわたりますバブル崩壊後の日本経済の状態を見ま

すと、やっぱり右肩上がりの状況、あの体制、制度、習慣、その上に立って、対前年度比率ですべて事業計画なりあるいは予算というものをやってみてまいりましたけれども、それではやはり根本的な体制変換に應じた改革にならなかった。つまり、世の中が、物すごい勢いで地球全体がグローバル化のシフトになってまいりました。それに対応する措置を講じなきゃならぬということならば、やっぱり右肩上がりから少なくとも水平、平行に行かなきゃならぬと。

そういういたしますと、やっぱりいろんな規制であるとかあるいは既存の機関のあり方というものの運営を変えていかなきゃならぬと。それが私たちが言っている構造改革という一つの言葉で締めくくっておるのでございます。ですから、構造改革といってもいろんな条件がそこにミックスされたものであって、総合的なものでございまして、それを順次改革をしていくことをやっておるわけで、その中の一つとして一番重点を置いておりますのが財政構造の改革なんです。

この財政構造の改革の中で一番重点は何か、今までの予算の編成のあり方というものを改めていこうと。予算のあり方は何だったかといったら、必要な資金が要るから、だからそれだけの金を出せという、そういう仕組みでやってきた予算、それを変えまして、これだけしかないんだと、だからこの金をどう有効に使うか、どう生かして使うかということの方向転換をしなければ、国家の財政ももたないし、経済全体のシステムも変わっていかないではないかという観点に立ちまして予算の編成を続けてきておるわけでございます。この点につきましてはひとつ御理解をいただきたい。

そのための一番中心的思想、そういう思想の中心を持って、何を重点にその仕組みを進めていくかということになりました場合に、まず国債の発行をこの限度でとめて、その中において辛抱して編成をしようではないかということになりましたのが、それが国債発行三十兆円という、まあい

わば中心的なスローガンになっておると、こういうことでございます。

○櫻井充君　財政再建もそれから不良債権の直接償却も、これは必要だ、やらなきゃいけないことだろうとは思っています。ただ、問題なのは、現時点で行わなければいけないことなのか。一昨日も申しましたとおり、橋本総理の際に行った財政再建が、あれは成功だったのかどうかということ、それから今の景気に対してどういうふうに影響を及ぼしているのかということとをきちんと見きわめないと、あの当時と同じことになってしまふんじゃないかというふうに思っているわけなんです。

それで、もう一度改めてお伺いしたいのは、財政再建、もちろん財政再建すれば十年後、二十年後に對して、それから構造改革をやれば十年たつたり二十年たつたりすれば変わってくるということはもう重々承知しております。不良債権の直接償却も、これは負の遺産を清算するためにやらなければいけないということも重々承知した上でですけれども、ここ数年の景気の維持なりなんなりに関して、果たして今、両方同時に行つて耐え得るかどうか。そして、もう一点言えれば、この改革は、不良債権の直接償却とそれから財政再建というのを両方一遍にやるといことが可能とお考えなのか。両大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君)　何と申しますか、櫻井委員のそういう問題提起の中には、需要追加で景気の回復を図ろうという気持ちにがにじみ出ているようなお話のように聞こえます。

そうではなくて、もちろん需要という面も全然念頭から消しているということではありませんけれども、しかし今回の経済政策というのは、需要追加ではなくて、一帯現在の経済の苦境を克服する政策として割り当てられているのは構造政策なんだということがこの内閣の眼目だろうと思ひます。ですから、補正予算をやるにしても、補正予算の規模がまず問題という需要政策的な観点では

なくて、歳出が必要追加の効果はあるけれども、より一層その中身が大事だと、構造改革に何が役立つかという観点で行われているということだろうと思ひます。

ですから、どうも問題提起そのものが需要追加的な発想にお立ちになられているんじゃないかと思ひますので、我々は今回、景気ももちろん大事なんですけれども、景気と同時に日本の経済の構造の改革が大事だという視点に立っているということとで位置づけをいただければありがたいというふうに思ひます。

○国務大臣(塩川正十郎君)　私も今、柳澤大臣のおっしゃったのと全く同じ意見でございます。

○櫻井充君　じゃ、アメリカ経済を見た際に、アメリカ経済がVの字で回復するんじゃないかと言われて、Uの字だと言つて、今やしなんだという話になっていますが、FRBがたしか十回利下げを行つてサブプライムを随分変えたんだらうと思ひます。

しかし、その結果どうなっているかというところ、もちろんテロの問題や炭疽菌の問題も出てまいりましたから、それは特殊な要因だと言われてしまえばそこまではすけれども、しかし、あの以前までも景気の回復の見通しというのは立たなかつたんじゃないだらうかというふうな思つておりました。ですから、供給サイドだけを刺激することによる限界を感じているからこそ、FRBの方から財政出動をとつた話になつたんじゃないだらうかというふうな考えているんですが、今のアメリカ経済に對してどのように柳澤大臣はお考えでございますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君)　アメリカの場合にはやはり設備投資が急激に減りましたので、低金利政策で設備投資を持ち上げようというのが最初のFRBの金利引き下げの意図だったと、こう思ひます。その後、今度はテロとかなんとかで消費が、あるいはリストラで消費が心配になつてきたというので、減税をしよう、あるいは減税の規模を拡大しようという動きなんだろうと思ひます。

いずれにせよ、そういうことで、それぞれの国が直面している問題をどういう問題なんだという事で認識をして、それに対して政策を打つていくということでありまして、それはごく当然なことだと、このように考えております。

○櫻井充君 要するに、消費マインドが落ちていくから、だから減税をしていく方向なんだと今お話ししたよね。そうすると、今の日本も同じなんじゃないんでしょうか。つまりは、個人消費なりなんなりが落ち込んでいるんだということがずっと前から言われているわけであって、そうすると、個人消費を回復していくための財政出動なりなんなりということが本来は必要になってくるんじゃないんですか。

○国務大臣(塩川正一郎君) それは減税による景気刺激という、需要喚起ということも私は一つの重要な政策であると思っております。現在、アメリカがこのテロ事件の発生に相前後いたしましたので、九百億ドルですが、一千二百億ドルでしたかの減税措置を講じるということを公約いたしました、年次別でやっております。

それはもうやましいことでございまして、アメリカはそれだけの力をつけたんですね。もう二十年前のアメリカといたしましては、それは双子の赤字で大変なたうつ苦しみをきたことは事実だと。それでも辛抱強く財政管理をやつてまいりました。そして、レーガン大統領になりましてレーガノミクスをやりました、そのときにはもう需要喚起というか、いわゆるあのときはケインズ経済学を脱却してサプライサイドの経済学の方に軸足を置くということ、こういう考えだつたと私は思っております、それが成功したのはやつと二十年たつた、現在二十年じゃございませんが、まあ十五、六年たつてやつとレーガノミクスの効果が出てきて、五、六年前からアメリカは非常に強い財政体質になってきたと。この財政の体質がそういう大幅な減税を可能にしておると思っております。

私たちも、現在は非常に苦しい状態でございまして、できるだけ速やかにプライマリーバランスがとれる、そういう財政に切りかえていかなきゃならぬと思っております、今はその辛抱の時期だと思つて努力しております。

○櫻井充君 おっしゃっていることは重々承知しているんですけども、ただ、失業率が五・三%まで上がつてきていて、不良債権の直接償却をやると、民間のアナリストの方に言わせると百万人ぐらゐの失業者がまたふえるんじゃないだろうか。竹中さんは十万人から二十万人とおっしゃつていますけれども、月々の変化を見てくると、今でさえ十万人や二十万人ふえているわけですから、これを本格的に始めたらこの数字ではとても終わらないだろうと思ふんですよ。

そのために失業保険なりなんなりというものを手厚くして、セーフティネットを張つた上でとにかく全部処理すればいいじゃないかということなんだろうと思ふし、そのことは私も随分前から強く訴えてはいたんですが、しかし世界の動向が変わつてきたというか、唯一、世界の経済を支えてきたアメリカ経済があれだけ失速してきている中で、今まで我々が考へてきたスキームというのが本当に正しいのかどうかというのをもう一回改めて考え直さなきゃいけないんじゃないだろうかという気がしているわけです。つまり、全部がマインナスの方向に行くようなことを急いでやらなきゃいけないのかどうか。私は、これをもう一度考え直していかなくちゃいけないと思つていふんです。

そしてもう一つは、こういう指摘もあります、不良債権の直接償却を行うことによつて、塩漬けになつてゐる土地や物件がいろいろ出てくるでしょう。これがたまたま売られた際に十分の程度で恐らく売られることになるので、ほかの担保の価値も下がつていくんじゃないか、そういう指摘もありますけれども、その辺のことに關して柳澤大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 不良債権の処理は三つ

ぐらゐの方法で最終的に行われるということになつております。それは一つは、やはり清算というやうなことになる。それからもう一つは、企業の再生というか再建型の、これは法的なものとする。それからもう一つは、債権の売却。この場合には担保とともに売却されるということになろうと思ふんです。

私どもとしては、別にウィッシュフルシンキングだけしようとは思いませんけれども、できる限り再建型の処理をするようにということをお願いしているわけであつて、せつかくある工場を、単純な土地だ、上物はむしろ取り壊しの費用がかかるんだというやうなことで清算をしていくというやうなことは国民経済的にも決してプラスにはならないというふうに通つておまして、できるだけ事業用資産等もこれを生かす方向、生きるパニアブルな力があるものはできるだけそうしたものにしようという方針を立ててこの問題に取り組んでいることは御案内のとおりでございます。

それからまた、いろいろ手放すものについてもRCCに集約して、何とかこれをまとめる方向ではまづ、不動産の価値としても高める方向でというやうなことを念頭に置いております。

企業再生ファンドと一緒に実は都市再生ファンドみたいなものをつくれないうやうなことで考へたりもしておつたんですけども、我々が、RCCが今現に持つてゐる土地を都市基盤整備公団にお見せして現実にちよつとチェックしてもらいましたところ、余り件数としては多くないという結果がでてきて、そういうことの現状を知つていながら都市再生ファンドというやうなことをうたうというのはやばりちよつと羊頭肉になつて国民の皆さんを誤らせるんじゃないかというところで、それはあえて避けておりますけれども、我々としては、RCCへの債権の移動の状況によつてはまたそういうことも考へたいということが常に念頭にありまして、できるだけ生かし

て、むしろ何というか、価値が増す方向で最終処理もしたいというふうに通つていふもの、を、ちよつと全く形がまだとれていないものに言及するのはいかかかと思ふんですが、気持ちとしてはそういうものを持つて考へていこうと思つていふんだというのを申し上げたいと思つていふんです。

○櫻井充君 気持ちばかりでした。

私がお伺ひしたいのは、そういう場合にも、気持ちばかりでしたが、現実問題、そういう価格で売れなかつた場合です。その売れなかつた場合、ほかの、例えばこゝろの地域の土地が十分の一の価格で売れたらその隣の土地も、十分の一とは言いませんけれども、恐らく資産価値が下がるんじゃないだろうか。そうすると、そういうものから派生していくとまた担保の価値が下がつていって不良債権化していくものがあるんじゃないかと、そういう指摘があるわけですが、そういう指摘があるわけですが、その辺の指摘に關してどう考へるのかなんです。努力する努力しないの問題ではなくて、そういう指摘をどう受けとめていふのかということです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、地価というものから我々はできるだけ収益還元で考へようと、売買実例で考へるんじゃないかと収益還元で考へましようということを申しているわけであり

ます。そういうやうなことで、どういうケースをお考へかと思ふんですけども、例えば事業用の資産で一定の事業をしていふということであれば、それは収益が同じならばその資産の価値も変わらないというふうに通つていふべきで、売買実例が隣接のところにあれば、それは全く影響がないとは申しませんけれども、我々ではある限り、もうこういうふうに通つていふと申しますか、ある程度対GDP比で安定圏というかそういうものに入つてきていますねということ、この機会をとらえて、日本もつと収益還元の価格の方向を重視した値つけというやうなもの、あるいは評価というものに転換していくべきだというふうに通つていふわけ

だから、売買実例というもので、今まではそれに比準して地価をいろいろ評価してきました。公示価格にしても、あるいは固定資産税の評価額にしても、すべてそういうふうなことをやってきたんですが、そういうものを乗り越えなければいけないというようなことが私どもも考えているところで、私だけが考えてもそうなるというわけではありませぬけれども、しかし、できるだけそういう方向で考えていくべきだということであれば、その影響がないとは言わなければならない、ストレートじゃないということとは少なくとも言えようと思います。

○櫻井充君 認識の差なのかもしれません。私、今回、仙台で事務所をかえたんですけれども、昔であればともに入らなかったような事務所が、その地代が下がって、坪単価が物すごい下がっています。これはだから、価格競争みたいな格好で、あるところが下がるのと全面的に下がってくるものなんです。やっぱ、ですから、あるところの土地が下がって売り出されればほかの土地だって下がってくるというのは、私は当然のような気がしておりますが、そこは認識の差なんだろうと思います。

済みません、またちょっと証券税制の方に戻って、申告分離課税一本化になるわけですから、もちろん申告してもらえるものなんです。こんな話をするのもちょっと怒られそうなんです。我々医局にいる人間は十カ所ぐらい、十カ所は多いかもしれないけれども、数カ所の病院にアルバイトに行っていて、周りの人間を見ていると、ちゃんと行っているところの病院から源泉徴収票をもらって確定申告している人、非常に少ないんですよ。

そういう現実を踏まえてくると、申告分離一本化してきちんと申告させるということが可能なことなんです。これは。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

先生御存じのとおり、現在の所得税制は基本は

申告納税ということになっていきます。それに対して、極力納税者の負担を簡便化する観点から、種々の措置で源泉分離課税、例えば給与などもそのような形で処理させていただいている部分が大きいわけですが、ただ、やはり本則としては申告課税ということが基本にあることだと思えます。給与も申告課税ということに向かっているんだらうと思えます。

そういう意味で、今回も、政府税制調査会でも現行の源泉分離課税方式について種々の問題点の御指摘もいただき、税制の公平性、透明性を高めるといった観点から、今回の改正にさせていただき

ました。そこで、今回このような、今先生が言われたような御指摘に対して、例えば取得価格の不明な部分の取得費の特例を設ける、あるいは納税者の申告事務負担に配慮する、あるいはタッチパネル方式というようなものの機能を拡充するという

ことで処理をさせていただく。そして、今申したい意味で、御本人が申告をされますと、申告とい

ますから取引をされますと、それぞれ証券会社の方が、いわば幾らで買った、売ったというのを通知することになるわけでございます。したがって、

税務署に対してはそういう帳票が回ってまいりますので、それらを名寄せして処理していくというところになるということかと存じている次第でございます。

○櫻井充君 それは収入のときも一緒にしてね、あれは源泉徴収票ですか、あれを恐らく病院側は全部税務署に出しているはずであって、その名寄せがきちんとできているんですよ。ですから、今の御答弁だと、本当にきちんと税金を納めていた

ただけののかどうかというのは若干難しいんじゃないかと思えますけれども。

それともう一点、今回の緊急投資優遇措置に

して、いわゆる回転売買というんでしょうか、個人が保有していた株を売却して再購入した場合と

いうものの取り扱いというのはどうなるんでしょうか。

○政府参考人(大武健一郎君) 今回の緊急投資優遇措置につきましては、先ほど大臣も説明されましたように、十四年末までに新たに購入した一千万円までの上場株式等に係る譲渡益を一定の要件で非課税とするという措置でございますが、これにつきましましては、十四年末までにその保有株式を売却して新たに購入するというようなことで、今先生の言われた回転とそれを言うのかどうかかわりませぬけれども、株を切りかえるという可能性がないとは言い切れないと思えます。

ただ、本件の措置の適用を受けるには少なくとも二年以上の株式保有が条件となっております。ことごとございまして、したがって長期に保有する意思を持った新たな投資家が入ってくるきつかけになる。いわば回転売買の方というのは、一月に何回もやっておられるという方がむしろ多数今の株式市場にいらつしやるという存在からすれば、二年間という保有条件を課しているということからして、従来型の回転売買ではないのではないかと

いうふうにもう一度ございまして。

○櫻井充君 証券会社を信じていないわけじゃないんですが、証券会社というのは手数料で収入を稼いでいるわけですから、そうなると、長期に株を持たれるということは実は不利になってくるわけですね、そのことを考えてみると、この時期にもう一回、とにかく長期に持っている人たちにだつて買いかえさせた方が証券会社にとっても非常に得なんだろうと思ふんですよ。

そういう意味でいうと、おっしゃっているようなことにはならないんじゃないだろうかという気がいたしますが、いかがですか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

今まで持っておられる方が現在の時点で売りますと、実は源泉分離課税になってしまいます。あるいは損失繰越控除がこれは十五年一月一日からということになっております。したがって、長く持っていたからこの際売ってというときに、利益が出るならいざ知らず、今のような株式市場で

抱えていた方は、むしろその損を覚悟で売って買いかえるということになると思ふんです。

したがって、十五年一月一日からは申告分離課税一本化、この緊急措置というのは十四年末までの措置でございますから、先生が言われたように、乗りかえさせるときは損切りといえますか、御自身が損を覚悟でなければ乗りかえられないということになるのかと思ふ次第でございます。

○櫻井充君 わかりました。ありがとうございます。

それじゃ、話題を変えて、大和都市管財についてちょっとお伺いさせていただきたいんですが、この事件で、まず一つ、これは近畿財務局がいつごろから問題と思っていたのかというのが非常に問題でして、これは被害額がたしか一千四百億円程度だと言われているように思ふ。

このことに関していうと、近畿財務局の責任は問われるのか問われないのか、まずその点について教えていただきたいと思ふ。

○副大臣(村田吉隆君) 責任が問われるか問われないかという御質問でございますが、これまでの経緯を概略申し上げておきたいというふうに思ふます。

この抵当証券業者ですが、昭和六十三年に業法に基づきまして新規登録がなされて、三年ごとに法律では登録を更新するというものになっております。財務局では三年ごとに大体立入検査をやつてきたと、こういうことになっておりますが、問題点を指摘しましたのは平成六年の九月に実施した検査においてございまして、その結果、私どもは大和都市管財株式会社の子会社の経営内容が非常に悪いということ把握したわけでございます。

○櫻井充君 それで、営業停止というんでしょうか、大和都市管財の証券業登録の更新を拒否しましたよね、ことしの四月十六日に。この拒否した理由をまず教えていただけますか。

○副大臣(村田吉隆君) 先ほどの続きでございます。

すが、平成六年に検査をして、業況が悪いということ指導いたしまして、将来、抵当証券を持つておられる方の買い戻しのそういう資金が枯渇するということも懸念されたものですから、そういう意味で自主的に経営健全化計画を出しなさいという形で、それを八年に業者が出してまいりました。

その後、九年に改めての登録更新の年が来るわけですが、その年に出てきた内容を見まして、また問題がございますので検査を進めた結果、平成九年の十月に経営健全化業務改善命令を出したと、こういう形になっております。

その後は、業務改善命令の中で幾つか条件を出しましたんですが……

○櫻井充君 更新の拒否の理由だけ教えてください。

○副大臣(村田吉隆君) わかりました。

直近の平成十二年の立入検査の結果、抵当証券業の規制等に関する法律に規定される登録の更新に必要な財産的基礎を欠くということを把握したために、再度の登録の更新を拒否したという形になっておりまして、あわせて会社整理の通告をしたと、こういうことでございます。

○櫻井充君 財産的基礎を欠くというのは、そうしますと、平成十二年度になって初めて財産的基礎を欠くということを認識されたということですか。

○副大臣(村田吉隆君) さようでございます。

○櫻井充君 これは命令書が出ておりまして、これの日付が、この郵便物が送られているのは平成九年十月三十一日ですけれども、近畿財務局から大和都市管財の方に命令書が送られております。

その命令書の中に、貴社の融資先である関連会社はいずれも経営状況が極めて悪いとか、結果的に貴社の経営が困難になる可能性があるということをもう命令書にはつきり書いておりまして、気がついたのが十二年というのはちょっとおかしいんじゃないですか。

○副大臣(村田吉隆君) 私どもは、抵当証券業法

に基づきまして、本体の抵当証券業者に對しての財務内容の把握をする権限は有しておりますが、その時点におきましては、九年の時点については、グループの会社の財務内容の悪化によって本体の経営に、財務内容に影響を及ぼす可能性があると認識いたしましたけれども、本体の方は債務超過ではないと、すなわち財産的基礎を有しているという、そういう認識をしておったわけでございます。

○櫻井充君 その判断は正しかったんでしょうか、今になってみると。

○副大臣(村田吉隆君) 私どもの法律に与えられた権限の範囲内で検査は適正になされておったと、こういうふうな考えております。

○櫻井充君 検査が適正になされたとおっしゃっていますが、関連会社についての調査権がないというお話ですけども、そうであったとすると、「融資先である関連会社はいずれも経営状況が極めて悪く」と、なぜこれに書けるんですか、文書に。

○副大臣(村田吉隆君) 直接関連会社に立ち入って調査、検査する、そういう権限がない中で、本体の抵当証券会社を通じて、子会社のそういった財務内容の把握に努めていたと、こういうことでございます。

○櫻井充君 それで、そういうことを知った上でも財産的基礎を欠くという判断はできなかったということですか。

○副大臣(村田吉隆君) 私どもは、そういう子会社の経営状態の悪化というものを把握しながら、なおかつ抵当証券の払い戻しの原資というものを確認しつつグループ全体としての業務改善命令を出しながら経営状態の改善を期待しておりましたというところでございます。

○櫻井充君 この当時、大阪府警は、同社の金融商品の取引に絡んで詐欺容疑で立件しようとしたと。近畿財務局と連携をとって、近畿財務局が債務超過を理由に抵当証券業の登録更新拒否を行い、同時に府警が着手という、そういうシナリオ

を大阪府警は描いていたんだそうですが、着手予定日の一週間前に近畿財務局が突然手を引いたと、これは事実でしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 私どももそういう報道があったということは承知しておりますが、今委員の御指摘なさったような事実はございません。

○櫻井充君 こういう中で政治家の関与が随分取りざたされているわけですが、これは名前は伏せておきますが、その圧力をかけたのではないかと言われている議員の方が、平成十年の四月十日の大蔵委員会という質問をされているんです。

ね。「一方で、金融関係でいいますと、それだけ資金があふえてくるわけでありまして、有利、確実な運用というふうなものでなくて、「ここからなんですが、「リスクはあるけれども収益性が高い」というものの商品が当然必要になってくる。」と、これは大和都市管財のことに關して後押ししているような質問じゃないだろうかと思はるんですが、「それが国民のために資するものである。」と、そこまで言い切っておられます。

そこで、その答弁の方では、「国民が勤勉、努力で働いて稼いだお金、そのお金の運用手段を充実する」という面が一つ。そしてまた、仲介業者の方は魅力ある金融商品を提供しやすくする、こういったことを通じて国民の有利な資産運用を可能にする」というような答弁をいただいております。

どうも、KSDの問題の際もそうだったんですが、国会での質問を、こういうことを仲介する、仲介というか、やっていく中で有利に導くように思える質問をしているわけですね。

この方は、実際、最初は全く知らなかったというお話をされていましたが、結果的には大和都市管財とおつき合いがあるというふうなことも後で判明してまいりますが、ころころこの質問に關してどうお考えですか。

○副大臣(村田吉隆君) 個々の委員の発言の意図につきまして、私もその意図はつまびらかにいた

しませんし、私がコメントをする立場にもないと考えております。

○櫻井充君 今この大和都市管財に關して責任を持つて調べられている方はどなたですか。

○副大臣(村田吉隆君) 私ども金融庁では、昨今、この件に關します報道が相次ぎましたものから、十一月の初めに、私をキャップといたしまして、関連のことに關して調べるチームをつくったところでございます。その意味では、私がキャップとして調査をしているということでございます。

○櫻井充君 それでは、事実確認を行わせていただきたいんですが、その当時の大蔵大臣でございました方が、名前を出した方がわかりやすいので出してしましますが、三塚博その当時の大蔵大臣です。その方からの紹介だと坂井さんはおっしゃっているわけですが、一方で三塚さんは、そういう紹介は全くしていないということと、お互いの意見が違っておりますが、これはどちらの言い分が正しいんですか。

○副大臣(村田吉隆君) 実は、私がキャップとなりまして調査を進めた範囲でございまして、私どもが尋ねるそういう権限がございまして当時の抵当証券関連の業務をしておりまして近畿財務局並びに本省の職員を調査したということでございまして、今御指摘の二人の議員につきましては調査が及んでいないとお答えをいたしたいと思っております。

○櫻井充君 今後調査する意思はおりなんでしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 私どもは、役所の金融庁の中で、その傘下にある人間についての調査を進める、こういう調査をしてきたと、こういうことでございます。

○櫻井充君 ある意味、この事件の本質のところなのかもしれないわけです。つまりは、近畿財務局としては、あれだけの命令書を出して何らかの処理、処分をしたかったかもしれない。しかし、そのところに政治家から横やりが入ったた

めにその機を逃してしまつたという、これは結果的にマスコミ報道でございしますが、実をいいますとある関係者の方からそういう証言もいただいております。私は、そういうこともございしますので、そのところが非常に大きなポイントになるんだらうと思ふんです。

この点について改めて伺ひたいと思いますが、きちんと調査なさるんでしうか。

○副大臣(村田吉隆君) 私どもは金融庁の組織の中の人間を通じてしか調査を進める立場にない、こういうことだらうと思つております。

○櫻井充君 それで問題の本質は解決すると思ひですか。

○副大臣(村田吉隆君) 私どもが組織の中で、法律上も、組織の人事権の中で開けるのはそういう内部の職員である。要すれば、その職員を介してそういうコンタクトがあつたかということは開けると思ひますが、直接、当時の大蔵大臣あるいは坂井委員に聞くということは、私どもの権限の範囲を超えるものであると解釈しております。

○櫻井充君 権限の範囲を超えるなら超えるで結構ですが、そういうことを調査なさらないでこの事件の全容が明らかになると思ひますか。

○副大臣(村田吉隆君) いずれにしましても、私どもの内部の調査によりましては、当時大蔵省でございしますが、我々の当該大和都市管財に対します検査・監督というのは厳正に行われてきた、こういう結論でございします。

○櫻井充君 答弁になつていないと私は思ひますが、じゃもう一点別な角度から。

平成十年の四月二十七日に横崎敏之元近畿財務局長が懲戒減給を受けていますが、この理由を教えてください。

○副大臣(尾辻秀久君) 御質問のございました横崎氏を含め、当時、今おっしゃいましたように平成十年一月から四月でございしますけれども、大蔵省の金融関連部局に在籍いたしました課長補佐以上の職員、これ全部で一千五十名以上おるわけでございますが、これらを調査対象といたしまし

て、平成五年一月一日から九年十二月三十一日までの間に金融機関等との間における会食、ゴルフ等の行為について調査を行ったところでございします。調査の結果をもとにいたしまして厳正に処分をいたした、こういうことでございします。

○櫻井充君 具体的に教えていただけないですか。この方は大和都市管財の接待を受けているんですか。

○副大臣(尾辻秀久君) この件につきましては、改めて横崎氏に確認をいたしております。今般のことがございましたので、確認をいたしました。接待を受けたことはない、こういう回答でございます。当時もそういう調査の結果はございしません。

○櫻井充君 もう一度整理し直したいんですが、そうすると、近畿財務局には基本的には、今のところの調査では政治家からの圧力というのはなかつたということになりますね。

○副大臣(村田吉隆君) いろいろ聞きまして、結果的に申し上げますと、何人かの政治家からの問い合わせもあつたようでございしますが、それに関連してその職員が圧力を受けたということは調査の結果申しておらなかつたということを御報告いたしたいと思ひます。

○櫻井充君 じゃ、どういう内容のことを言われたんですか。どういうことを聞かれたんですか。

○副大臣(村田吉隆君) 当時のことを詳しく覚えていない者もおつたわけでございますけれども、御披露いたしますと、例えば、検査に入つていろいろだかどういふ状況でありますかと、登録の更新がおくれているようすけれどもどういふ状況なのかと、こういった感じでございまして、総じてまして同社に対しての一般的な検査・監督についての問い合わせであつたというふうに聞いております。

○櫻井充君 官僚の方々に本当はお伺ひしたいんですけれども、こういうことを政治家から言われた際に、それはどういうことを意味しているのか、もし本当にそういう話だつたとすればですよ、それは要するに、何でできないんだと言つて

いることは、早くとかくやつてやれということ、を言外に置いているんじゃないだろうかと思ひますけれども、改めてお伺ひさせていただきたいんですが、そういう意図は全くなかつたという今のところの判断なんですか。

○副大臣(村田吉隆君) そのとおりでございします。委員が御質問でございしますから、私もかつて国税局の部長をしていたことがございまして何件か経験がございしますが、私も職員といたしましては、そういういろいろなお問い合わせがあつても、私も組織が大事でございしますので、それをもつて自分たちの行政を曲げるということは断じてしてならないという、そういう覚悟のもとで行政をしているわけでございます。

○櫻井充君 そういう方だけならいいんですが、ね。そういう方だけじゃないからいろんな問題が起こつてきているんじゃないですか。数多くの方々が一生懸命やつていらつしやるはずなんです。外務省だつて、全部が全部あつた人たちがだけじゃないと思ひますよ、私は。だけれども、結果的に一部の人があつたふうになつちやうから、全員が果たしてそうなのかという、今までの例を見ていると、とても全員がそうではないと、私はそう思ひますけれども。

○副大臣(村田吉隆君) 結果といたしまして、この大和都市管財をめぐることで多くの被害者が出てきているというのに対しては、私も大変遺憾に思つていふわけでありますが、平成六年に関連会社の財務内容の問題を把握してから、私ども、検査・監督を通じて適正に指導もしてきた、こういうふうにかえていふわけでございまして、そういう意味で、結果としてまことに遺憾でございしますが、私どもの検査・監督はその都度適正になされておつた、こういうふうな解釈をしております。

○櫻井充君 その真偽を私はお伺ひしているのか、この報道自体が正しいのか正しくないのか、

○副大臣(村田吉隆君) 平成六年の九月の立入検査の後、三年後の平成九年の六月の立入検査でございます。

○櫻井充君 その後が今度は平成十二年というこ

とでございます。

○副大臣(村田吉隆君) 先ほど申し上げましたように、私どもはそこまで調査はしておりません。

○櫻井充君 じゃ、金融庁としてこの問題をどういふ方向で解決しようとお考えなんですか。

○副大臣(村田吉隆君) 検査はそういうことでございます。

○櫻井充君 済みません、三回目はいつですか。

平成十二年のいつですか、今度。

○副大臣(村田吉隆君) 平成十二年の十月に立入検査に入っております。

○櫻井充君 そうすると、この大和都市管財が破綻するという、そういう危機感をお持ちでしたか。

○副大臣(村田吉隆君) 平成十二年の十月、そのころに、見直し計画が九月に出てまいりまして、それによりまして、この業務改善命令に基づきます健全化計画が問題ありとその時点で認識したわけでございます。かつまたその債務超過という事実も把握したと、こういうことでございます。

○櫻井充君 いや、だって平成九年の調査でももうこの時点でおかしいと思っているじゃないですか。実際そう書いてあるじゃないですか、命令書に。

つまり、もう一つ言いたいのは、そうやっておかしいと思つたところも何で三年に一回しか検査やらないんですか。それは普通だったら、危機感をちゃんと持ちであつて、投資されている方々とかそういう方々を考えれば、おかしいと思つたら、健全計画を出させたんだとすれば、それがちゃんと実行できるのかどうかというチェックをきちんとすべきじゃないですか。

○副大臣(村田吉隆君) 委員、私どもがおかしいとそういう業務改善命令を出したときに書いてございまして、本体部分じゃなくて、関連子会社の部分についてをあわせて指摘しているわけでございますから、そのところは誤解のないようにお願いをいたしたいと思っております。

それに加えて、何にもしなかったというわけではなくて、平成六年の九月の立入検査の結果を平成七年の五月に同社に対して通告をいたしております。その後ずっと、同社のあるいは関連会社の財務状況とか資金繰り状況についてさらにもっと詳しい実態把握が必要だと判断をしてお

りまして、業況ヒアリングというものを続けてきたわけでございます。

それまで、同社の社長は近畿財務局に對しまして必ずしも協力的とは言えなかった状況でございまして、検査結果を通知してから八年の二月までのヒアリングの過程を通じて、初めて同社長から直接同社の資金繰りとか関連会社の財務内容についてヒアリングを実施することができた。その後、先ほど私が御答弁申し上げましたように、自主的な健全計画というものを提出して、それをフォローアップ毎年してくるという状況にあるわけでございます。九年に業務改善命令を出す間も、引き続き、同社との関連ではヒアリング、報告聴取等を続けてまいつてきているということでございます。

○櫻井充君 じゃ、そんな毎年やって結局気がつかないということですか。毎年やって気がつかないんだしたら、そのヒアリングのやり方おかしくないですか。

○副大臣(村田吉隆君) 私どもの調査という検査でございますが、実態的に抵当証券の買い戻しの資金があるかということ、それから関連子会社の財務内容の把握、それからもちろん本体の財務内容の把握でございますが、その都度、私どもが一番注目しておりました抵当証券の買い戻しに對します原資というものは確保していると、そういう判断があつたわけでございます。

○櫻井充君 だって、この処分の理由のときに、抵当証券の購入者の利益を害する事実があると認められるためと、もうこれははっきり書いてあるじゃないですか。

○副大臣(村田吉隆君) それはいつの業務改善命令の内容でございましょうか。

○櫻井充君 はい。平成九年十月三十一日です。○副大臣(村田吉隆君) それは、子会社の財務内容が要するに本体の方に及んでくる、したがって抵当証券の保有者に対しての影響が及んでくるというところを指摘したものでございまして。

○櫻井充君 何かまるで、例えばリンゴならリン

ゴの箱があつて、今の話だと、一個だけ腐っていないリンゴがあつて、周りが全部腐っているから周りが腐つていますねという、そういう話だけでしたということですか、これは。そんな考え方できるわけがないでしょう、普通は。そうだったとすれば、もうそうなつたとすれば、真ん中のリンゴも腐ってくるなんて、こんなの当たり前のことじゃないですか。そういうことも見抜けなかったわけですよ。見抜けなかったとすると、やはり監督のやり方おかしいんじゃないですか。

○副大臣(村田吉隆君) 私どもは、九年に業務改善命令を出した後も、抵当証券の買い戻しをする原資をまず確保して、それで業務改善命令にのつた経営健全化計画が実施される、そういうことで会社の立て直しが総体として図られるということに期待をしたと、こういうことだと思います。

○櫻井充君 これ以上やってもしょうがないんですが、要するに、我々からすれば判断ミスだろうと思ひますが、判断ミスを起こさせるようななどなたかの圧力があつたんじゃないだろうかという感じがします。

あと、最後にもう一つ。狂牛病で二頭目が発見されまして、この間、狂牛病とクロイツフェルト・ヤコブの集中審議のときに聞かしていただいたんですが、もう一度改めてお伺いさせていただきたいのは、この問題で日本経済に対してどの程度影響を及ぼすと考えていらっしゃるのか、まずその点について教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(岩田一政君) 今回の狂牛病の影響についてでございますが、牛肉の例えれば家計が購入いたします出費の状況を見ますと、九月に出た数字を見ますと一五%減ということになっております。また、外食関係、特に牛肉等を使います外食関係が九月にやはり一二%減というふうなことになるというふうに思ひます。ただ、個人消費全体の大ささから比べますと、それ自体は限定的だというふうに思ひます。

ただ同時に、個人の消費者のマインドに対する影響、これちようど九月が同時多発テロというふうなこともございまして、このマインドについては、景気ウォッチャー調査等を見ますと、かなり多くの業者の方が悪影響があるというふうなことを言っておられまして、今後とも注意深く見守つていきたいというふうに思っております。

○櫻井充君 農水省の方にお伺いしたいんですが、今回こうやって二頭目見つかつて、農水省に對しての不信感というのは物すごく増してきたような気がしますが、その点についてどう思ひますか。

○政府参考人(小林芳雄君) 今お話ございましたように、二頭目のBSEの感染牛が確認されたところでございまして。これ自身につきましては私どもとしても残念なところでありまして、私どもが食用として出回ることなく屠畜場の段階で発見されたということでございます。先般、十月の十八日でございますけれども、それからいわゆるBSEの全頭検査体制、これは私ども、厚生労働省ともどもこの体制を整えたところでございまして、こういった中でいわゆる感染牛が確認された。また、したがって、屠畜場から出ていきます牛肉につきましては、これは安全であるというところ、これを引き続き国民の皆様には十分訴えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○櫻井充君 農水省に對して不信感は増したんじゃないですかというのを聞いています。増したと思うかわからないかだけ答えてください。○政府参考人(小林芳雄君) 私どももいたしまして、今申し上げましたように、十月十八日以降のこの新しい検査体制のもとでいわば検査を的確に進めているということにつきましては、これは引き続き国民の皆様には十分理解されるよう訴えていきたいというふうに考えております。

○櫻井充君 答弁になっていません。なつてないよ。とめてください。ちゃんと答えてください。

○委員長(山下八洲夫君) 小林生産局長、もう少し具体的に御答弁願います。

○政府参考人(小林芳雄君) まさに私も、国民の皆様からこれまでの経過につきましていろいろ御批判をいただいているということはもちろん承知しております。そういう中で、この十月十八日以降の全頭検査体制のもとで、今国民の皆様は安全な牛肉を届けるべく一生懸命やっています。この点を十分国民の皆様はわかっていたのだと思います。それを私もこれから十分わかっていたのだと思います。それによりまして、私どもの評価は非常に厳しいものがあると思っています、ですけれども、こういった点の、何といいますが、私も一生懸命やっている、そういう認識も国民の皆さんに持っていたらどうかというようにしていきたいという意味でございます。

○櫻井充君 答弁になっていません。答弁になっていませんし、じゃ、もう一つお伺いしましょう。今回の件に関して農水省は責任があると思っていらいっしやいますか、狂牛病の発生に対して責任があるかないかだけでお答えください。

○政府参考人(小林芳雄君) この今回のBSEの関係でございますが、事態が発生して以来の経過でございます。確かに省内、省外との連絡体制、こういったものがありまして……(時間が長いから)と呼ぶ者あり)それは、私どものいわば行政に對しまして国民の皆様から不信を招いたということにつきましては遺憾だと考えております。そういう意味でいえば、省内の連絡体制を含めまして、関係省庁、都道府県の皆さんと今申し上げたような体制の整備を進めてきたということでございます。まして、こういった点を十分御理解いただきたいと思っております。

○櫻井充君 答弁になっていません。改めてお伺いします。責任はあるんですか、ないんですか。

○委員長(山下八洲夫君) 簡潔に御答弁願います。

○政府参考人(小林芳雄君) これまでの初期段階

といいますが、いろいろな場面で省内、省外との連絡体制が十分に機能しないことによりまして、国民の皆様から私も行政に対する不信を招いたと、これについては遺憾だというふうに考えております。

○櫻井充君 質問できません。答弁になっていませんよ。

○委員長(山下八洲夫君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(山下八洲夫君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(小林芳雄君) 今お答えいたしました、先般、先生から、厚生労働委員会でございますかと思いましたが、そこでも同じ御指摘をいただきました。

その際、私どもの野間農林水産副大臣からお答えしておりますように、今回の事態が発生して以来、省内、省外との連絡体制が十分に機能しなかったことなどございまして、初期段階で対応に混乱が見られたこと等によりまして国民の皆様から行政に対する不信を招いた、このことについて遺憾というふうに存じておるところでございます。

○櫻井充君 その遺憾というのが我々よくわからないから、この間もどういう意味なのかというのを随分聞いたんですけれどもね。

この間、安全宣言が出されましたね。国民の皆様は安全宣言って一体何なのかという受けとめ方を、どういう受けとめ方をしているのかというところ、もう狂牛病が発生しませんでした、そういう考えで受けとめていらっしゃる方も数多くいらっしゃるんですよ。その意味で、先日の安全宣言というのに対して、私はこの間も申し上げたけれども、こういう結果になってみると、やっぱり大きな問題点があったんじゃないかと思いが、その点についてどうお考えですか。

○政府参考人(小林芳雄君) この点につきましては御理解いただきたい点がございします。

十月十八日に、私も農林水産大臣、厚生労働大臣、お二方の方から、この牛肉の屠畜場から出るものの安全性につきまして、それを国民の皆様はわかりやすく説明させていただきました。

その趣旨でございしますが、もともと食肉の安全は牛乳、乳製品、安全でございますが、十月十八日から厚生労働省と私も連携いたしました。BSEに感染していない安全な牛肉以外屠畜場から出回ることとはなくなる、こういったシステムが構築されたということを両大臣からお話しさせてもらったところでございます。

確かに、今般新しくBSE感染牛が出たわけでございますが、先ほど申し上げましたように、食用として出回ることなく発見されたわけでございます。いわばこのBSEの全頭検査体制が機能しているということでございますので、こういった十月十八日に示しました方針、考え方等をまたさらに国民の皆様は十分訴えていきたい、理解を求めていきたいというふうな考えております。

○委員長(山下八洲夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時一分開会

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

○委員(山下八洲夫君) 質疑のある方は順次御発言願います。

○浜田卓二郎君 浜田卓二郎です。よろしくお願いたします。

事が出ておりました。それに関連して、最初に財務大臣のお考えを承りたいと思います。

今回の補正は、既に補正予算成立しておりますけれども、前回の質疑のときに、私、大臣の御所見をお伺いをいたしました。景気対策的な補正ではないと、これはまあいわば失業に対する一つのセーフティーネットを確実にするための予算が中心であるという御答弁だったと記憶いたしておりますが、今回まだそれは政府として本決まりというふうなことではないと思っておりますけれども、午前中の質疑でも明らかにしましたが、二兆四、五千億の規模での追加補正をお考えになって、その方向に政府は進み始めていると、そう理解した上でこのことであると思っております。これはどういう意味合いの補正になるのでしょうか。

○国務大臣(塩川正太郎君) 非常に私は、今回の補正予算というのは、第二次補正予算は心理的な問題であらうと思っております。もちろんスケールからいいますと、実質支出で二兆五千億円でございまして、これを事業費規模に伸ばしまして四、四、四のことでございまして、そのことから見ますと、GDPに対して一%にも足りないというふうなことではございませんから、大して景気の押し上げには十分なことはなと思っています。

しかしながら、現在日本を取り巻きます経済の状況というものは、予想以上に厳しい非難を受けておるところでございますし、しかもその中心となりますのは、やはり失業の増加によるところの影響が大きいと実は思っております。そこで、第二次補正におきましても失業対策等に対する措置をいたしたいと、こういう考え方から第二次補正を組んだのであります。

ただし、第二次補正におきましては、雇用対策に対する直接的な費用をというところではなくして、雇用を創出する方面に働きかける、雇用創出をする方面にインセンティブを与えるという、そういう趣旨の補正にいたしたいと、こう思っております。それには、NTT株売却の収益というのはまさにそれに適合したものではないかと、こう

思っております、これが一つでございます。

それからもう一つは、この機会に、近く、この月末に政府が発表すると思うんですが、規制緩和、そして構造改革の問題がございます。内閣としては、とりあえず一審眼目にしておりまして、この特殊法人の改革を十一月の末に、この月の末に方向を決定したいと思っております。

そういったしますと、規制緩和、そして特殊法人の整理ということになりますと、それが与えまるところの不景気感に対するまた一つのインパクトになるのではないかと心配しておるんですが、そういうようなものを未然に予防するためにも補正を組んで、そういう対策に対して、規制緩和に伴うところの新しい雇用創出の機会を提供するということの意味において新しい事業を振興さす、そういう意味も込めた補正になっておる、こういうつもりでございます、十分な措置ではございません。けれども、政府として、当面する、考えておることを予算の面において何らかの意思表示を表現したいと思ひまして計上したようなことでございます。

○浜田卓二朗君 新しい雇用創出がいかに行われるかということでありまして、これも含めて広く言えば、午前中の御答弁では柳澤大臣は否定しておられましたけれども、需要喚起ということですよ。ですから結局それは、従来型かどうかは別にいたしまして、やはり景気対策に踏み込むというふうには私は理解するんですけれども、それではなぜ二兆五千億なのか。先に御答弁になられましたけれども、それは財源がそれしかないから二兆五千億ですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) まあこのぐらいしか金の捻出の仕方がなかったんです。

○浜田卓二朗君 私は、そこはもう少し政府はきちんと物を考えていただきたいと思うんですね。つまり、前回、補正は今通ったばかりですから成立したばかりなんです。そのときの質疑では景気対策というのは考えていないと言われたわけでありまして、それから一週間たった十日たつ

たかということと既にこの話になる。しかも、景気対策ということと私は、否定されない、否定できないと思ひますけれども、つまり景気対策に踏み込むという私は判断だと思ひます。なぜこのわずかな期間で判断が変わるんでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 先ほども申しましたように、今回二次補正を組むということの主たる目的は、景気対策というよりもいわゆる改革、先行して改革したいという分野、我々としては七分野を考えておるわけでございますが、その七分野における事業に着手し、先行してもらいたい、こういう願いを込めて、その引き出し役としての予算ということでございます。

○浜田卓二朗君 引き出し役というのはそのとおりだと思ひますが、そもそも景気対策というのは、英語でポンププライミングポリシーとか、あるいはスティミュレーティングポリシーという言い方をいたします。つまり誘い水で、水が上に噴き出してくるのをねらった政策とか、あるいは文字どおりスティミュレートする、刺激する政策。わずかな金額であつても、それが一つの経済全体に対するそういう役割を果たすから景気刺激というふうに、景気対策というふうに私は理解しております。

ですから、大臣どうおっしゃると、結局、一兆円で雇用に対するセーフティーネットを準備した、それが本場にセーフティーネットかどうかかわかりませんが、少なくとも大義名分というか、政策の説明はそうでした。しかし、それでは足りないから、いろいろな議論に押されながら二兆五千億というのが出てきた。ところが、この二兆五千億というのは、今おっしゃったように、はつきりおっしゃれない面もあるわけで、財源があつたから二兆五千億ということですよ。ですから、私はいろんな意味で不徹底だと思ひます。つまり、呼び水政策、刺激政策ということであれば経済全体をカバーすることは不可能なんです。ですから、できるだけ市場といいますか、経済が感ずるような形で効果的に行うことができないと

意味がないわけですね。ですから、一兆円を一週間前、十日前にやつて、今回二兆五千億という数字を出すよりも、なぜ三兆五千億とめて、そうすれば、地方負担とかいろいろ事業規模を考えれば、どういう事業を具体的にやるかは別に、かなりの規模の経済に対する刺激が私は出てくるんじゃないかと。

二兆五千億が十分だとは全然思いません。そして二兆五千億に根拠があるとも思いません。たまたまそこに財源があるから二兆五千億。この面も経済政策としてはまことに不徹底な気がするわけですが、重ねて、なぜ一緒にそういうふうな判断に踏み切れなかったか。そこところは私は、塩川大臣の御責任ではなくて、まさに小泉内閣の経済の現状に対する認識の不徹底さだというふうな気持ちになるわけですが、この点について、もう一度財務大臣としての御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正十郎君) 経済に対する認識の相違というのは私はないと思ひますけれども、しかし、第一次補正と第二次補正の間には動機が、つまり、なぜ補正を組んだかという動機が私は若干違うことを御理解していただきたい。ですから、一緒にできなかったという理由がわかつていただけたらと思ひます。

まず第一に、第一次補正の動機というものは、当面するところの景気のいわば裏から起こってくるところのセーフティーネットを充実させたいかぬという、これが第一の動機でございました。ですから、その当時から経済あるいは景気に対する政府の認識はずっと一貫しておりまして、小泉流に言いますならば、多少の紆余曲折はあつても辛抱していただいて、マイナスを辛抱していただいてここ数年乗り切つてほしいという、こういう基本方針は今でもその当時でも変わらないのでございまして、しかし、余り一般国民に不安を与えてはいかぬと思うことから、とりあえず失業対策だけは講じておかなきゃいかぬという、これが第一次補正予算の動機でございました。

でございますから、第一次補正が経済の景気刺激に大きい要因となるということは期待も余りできなかった、したいけれども、それはそれだけのポリシーがないということではなかった。しかし、セーフティーネットを講ずるためには若干の意義があつたのではないかと思ひます。

そこで、第二次の補正でございますけれども、第二次補正も、私たちは、経済の大きい流れからいうならば、二次補正をすることをそれほど大きい期待はかけられない、ましてや、金額にいたしましても大きい金額の捻出は不可能であると。そうすれば、ここで一番問題は、国債の発行枠三十兆円をあえて破つても大型の補正を組むのか、それをどうするかという意味でございました。

しかし、私たちのいわば政府としての考え方は、それよりもやはり、せつかく改革に着手した以上は、改革を推し進めていく方が筋の通つた話ではないかということと我々の判断で決めたわけでございます。

そうすると、そういう財政の秩序を守るという観点から言うならば、大きい補正予算を組むことも不可能だし、また、それをするよりも規制を緩和して通す方がいい。そうすれば、一体どうすればいいか。

そこで考えましたのは、議会の筋から、国会でございまして、国会からは景気対策に対して補正予算を組むという要望が非常に強い。私はこれは国会議員としておっしゃるのには当然だと思ひます。国会議員としての使命からいうならば、景気対策を目で見えるようなものを政府にやらせていくということとは国会議員としての務めだと思ひます。それをあえて政府が、それでもだめです、やりませんという応答を、国会に対して答えを出すということは、これまた努力の不足だといつて非難を受けることは当然であらうと。であるならば、国会の要請にもある程度こたえ、そしてまた、政府が望んでおるところの改革、先行にもこたえる、そういう点の接点を探して、それはどうということだろうということで、先ほど

申しました七分野をとりあえず先行させていく、先生のおっしゃるポンプの呼び水をこちらに与えていこうと。それによつて一刻も早く雇用創出への方向が動き出してくればそれにこしたことはないという、そういうものをあわせまして、つまり国会の要求を真摯に受けとめていくということ、そして同時に、改革への手順をつけていくというこの二つの目的を相兼ね合わせたものとして今回第二次補正を組んだということでございます。

したがいまして、第二次補正でもつてこれまた経済の刺激に、あるいは経済の大きい改革への援助になるというそういう期待は込めてはおりませんけれども、直接的な効果は余り期待できないのではないかと、こう思っておりますけれども、しかし、改革を進めていくんだという政府の意向は酌み取っていただけたらと思っております。

○浜田卓二郎君 釈迦に説法の話を上上げて恐縮なんですけれども、私は、小泉内閣の経済に対するスタンスというのが基本的に転換さるべきだと思ふんです。

骨太の方針の第一項目に二、三年だめですと書いてありますね。これは私は余計なお世話だと思ふんです。マーケットに対して、いろんなマーケットがあります、つまり国民経済全体に対して二、三年景気はよくなりませんというのを政府が宣言するんですから、それじゃ財布のひもは緩みつこないとまず私は思つちやいます。当時そういう議論をした記憶がございます。

そして、三十兆という、これはもう政治的スローガンとおっしゃる。特に、国庫を預かつていらつしやる財務大臣としては、私は当然のことだと思ふんです。総理がそう言う、内閣の方針が決まる、国庫大臣としては財政の節度というのが大事なお役目ですから、それを大事にされる、これはお役目上当然だと思ふんです。

でも、この三十兆というのが、前回も申し上げましたけれども、財政を引き締め型にするんですよ、結果として。つまり政府は、マーケットに對

してといいますか国民に対して、経済はよくなる、少なくとも二、三年はだめだ。みんな二、三年だと思つていけませんよ。その先もだめだと受け取つちゃうんです。その上に、出してくる財政政策は引き締め政策であります。その上に不良債権の処理であります。これはすべてデフレ的な経済に対して政府が邪魔をしている、さらにデフレを促進する、経済的にはそうなつちゃうと私はそう心配しているわけでありまして、幾らやるかというようなことは別にして、政府の経済政策が引き締めではなくて拡大だというスタンスにまづ転じていくということが大事だと、実は私はそう思つてそういうことを何度も申し上げてきたつもりなんです。

そういう見地からいえば、せっかく補正をするのなら、一次二次合わせて真水で三兆五千億も追加されるんですから、一緒におやりになつてインパクトを高めるといふ方がよかつた、私はそう思ふわけですね。

それから、もう一つあえて申し上げれば、三十兆に振り回されているわけですよ。つまり、三十兆ということによつて、たまたま財源が二兆五千億あつたから今回は二兆で国会をなだめておこうと。私、国会がいつも正しいとは思いません。

我々も悩みなが議論するんです。これは悩ましいわけですよ、今、本当におっしゃるようによつて構造改革だけでいけるのか、そうじゃなくて、本当にマクロ政策は引き締めのままでいつて大丈夫なのか、そこを転換しなければ、私は、構造改革なくして景気回復なしとおっしゃるけれども、景気回復なくして構造改革がスムーズに進むともまた思えないわけですから、そこをこのころを、この三十兆に経済が振り回されちゃうというのがあると思ふれば、それはちよつとどうなのかと。そこまで責任が果たしてとれる話なのか。だから、国会を適当に頭をなでるといふような趣旨でこの補正をなさるとしたら、それは私は財政のあり方としてどうかと。

これはちよつと揚げ足をとるといふふうにお受

けとめになるかもしれないけれども、実際、今マクロ政策のあり方を転換すべきである、私はそう思うからそういうふうにし上げるんですけれども、この点についてもう一度御感想だけ承りたいと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) 浜田先生の考え方、従来のといひましようか、一番オーソドックスな学者なんかの考えております考え方だと思つております。

私は少なくとも政治家という立場に立つて物を考えてまいりまして、経済のことは、その深遠な学理はわかりません。わかりませんが、今、日本の経済はなぜこんなに落ち込んだのかという根本を考えますと、十数年前に起こりましたバブルを余りにも軽く見過ぎておつたのではないかと、これが一点でございます。

アメリカは、一九九〇年、バブル発生、つまり東西冷戦が終りましたときにいち早く、軍需産業は全部だめだ、これをつぶして新しい産業に進出するということで、デジタル化社会を目指しまして一挙に進んでまいりまして、そこにもう際立った方向転換ができて構造改革が進んだのでございます。

ところが、日本はただ単に土地と株のいわば投機的なバブルでございまして、経済の実益には余り積極的には寄与しない、そういう面から起こつてきたバブルでございまして、ところが依然として高度経済成長の夢を持っておりまして、その夢の上において、つまり高度経済成長の路線の上に立つていろんな対策を過去十年講じてまいりましたが、全部この効果は適切には出てこなかったという事は、これは先生認めることだと思ふんです。これをお認めにならない限り、構造転換をする必要性は認められないと思つております。

私たちは、ここでこの構造転換をするということとは、今までの高度経済成長の路線を平準的な路線に戻すためにはいろんなことをやつていかなきゃ、改革しなきゃならぬ、その改革が今財政面

なりあるいは企業においてしよつていただいていることでございます。

最近やつと私は財界も金融機関も目覚めてきたと思つております。それは何か。やつぱり企業自身の体質を強化しなきゃならぬということでございます。それがためには、退職金の積み増しもきちつとする、それから株の評価損も出す、土地の評価損も出す、つまりうみは全部出していいということになつて、今そのうみを出している。その企業がうみを出していることが日本の不景気の原因でございまして、政治の起因からくるこの不景気じゃないと思つております。

私は、そこで企業にしっかりとうみを出し切つてもらわなきゃいかぬ、それにはあと一、二年はかかるであろうが、その間は私たち政治の方も辛抱して基本線は守つていくから、早く企業にうみを出してほしい、特に銀行がうみを出してほしい、こういうことを願つておるのが現状であります。

○浜田卓二郎君 決して私が従来型のといふふうにくくられる必要はないといふふうに思つております。

例えば、公共事業費の配分を変えるのも構造改革でしょう。それから、公団、公社、そういういわば郵便貯金の背景にありました、この大きな財政資金の流れをゆがめていると思われるものを民営化して、より生産性の高いところに資金を流そうというのも構造改革でしょう。

ですから、従来型とおっしゃるけれども、公共事業費の何が問題であつたか。それは、生産性とかあるいは時代のニーズとかいうことにほとんど無関係にシェアを変えずに資金を配分してきた、そういう公共事業はそのまま続けるべきではない、そこは合意があるんですよ。私もずっと長い間それを主張してきました。しかし、変わらなかつたんですよ。だから、それを変えよう、小泉さんなら変えられるかもしれないという期待はみんなが持つた。それが高い支持率ですよ。ですから、この公共事業の配分を変えろという

のは、より生産性の高いところに資金を流して、そしてその資金が効率的に使われることを通じてより日本の体質を強化し成長を高めようということでありまして、その公共事業費すべてを否定する話は全然違う話だと思ふんです。道路公団の話でも、民営化でやるのがいいのか、税金でやるのがいいのか。必要な道路であればこれは税金でつくるんですから、ですからその社会的インフラがもう要らないという話はないわけでありまして。

問題は、必要なインフラ整備に、生産性の高い分野にきちんと資金が流れているかどうかという問題だと私は思っていますから、たとえ今、公共事業費を積み増しても、それが全部従来型でない、つまり構造改革を進めつつ資金を流すという方法はあり得ると、実はそう思っているわけでありまして、今の大臣のお考えに対して私はそうだということを申し上げたいと思います。

それで、次のテーマに移りますが、要は何が問題か。お金が使われないことが問題なんですね。ですから、国民の金融資産は千四百兆円あるということ、もうだれでも言います。その千四百兆円ある、どういう形であるか、預貯金であったり、要するに消費されないわけですね。どうしてお金を使わないのか。お金を使わせるところが私は勝負だと思ふんです。だから、あらゆる政策が、国民が持っている購買力というものが現実市場に出てくるようになれば、今、日本が抱えている問題のほとんどは私は解決するんだらうと思ふんです。

ですから、政府が今までおっしゃっていたことは、民間の財布のひもを締めるだけではなくて、政府の財布のひもも締めるということですから、日本じゅう全部財布のひもが締まっちゃうわけ、それがこのデフレ的状况の中でいいんですかということは絶えず言ってきたわけですね。私は、今回は、この金額の決め方については、これはもうそこに金があるからということで、きちんとした財政政策と言えるのかというのは疑問

は挟みますけれども、しかし少なくとも追加補正に踏み切られるということは私は歓迎をしているわけでありまして、そのお金の使い方をとおっしゃるような従来型でなくて公共事業でおやりになるとしても、やはり今申し上げた構造改革という名にふさわしいような資金配分をその中で実現していったらいい、そう思うわけですが、この国民の持っている預貯金を含めた資産をもっとひもを緩める、財布のひもを緩めるようにするための税制面からの工夫というのはあり得るのかどうか。

実は私、余り税については専門的な知識は持っていないんですけれども、町の中にはいろんな議論があるんですよ。みんな心配しているんですよ。だから、ちよつと考える人は、こういう方法はどうなんだとか、こういう方法はどうなんだとか、どうしたらみんながお金を使うようになるかというのを、いろんなアイデアが出てくるわけですね。

特に、高齢者がお金を持っているというふうな言う傾向があるようですから、じゃ高齢者がどうやってお金を使うのかということも含めて、各種の税制に対する提案があります。私、そういう話を聞くたびに手帳にメモして、こういうのは専門家側から見るとどうなのかというふうな思つてきた経過もありますので、ちよつと幾つか具体的な提案というのを申し上げてみてお考えを承りたい。

特に、大臣は税の専門家であり、税制調査会で大変御活躍をされた方ですから、ぜひ見解を伺つてみたいと思ふわけでありまして。

一つは、生前贈与、これは現在は千五百万円までを住宅取得に関しては五分五厘で緩和をしておられる。これはいい政策だろつと思ふんですけれども、この辺を千五百万円ということではなくてさらに拡大して、例えば今のマンションですと三千万とか四千万するわけでありまして、自分の子供や娘が結婚するときに、ちよつと年齢的にいうと五十歳代前半ぐらいの父親が多いわけですから、

買ってやれる人は買ってやる。そうすると、相続税の先取りになっちゃうわけですから、まあしかし今は長生きですから、三十年後の税収を心配するよりは今そういう形で税金が出ていくというのはいいんじゃないかという提案も、これは私も何人から聞かれました。

それから、今、飲み屋さんとか社交場というのが非常に厳しい状況にあります。ですから、もうこのままじゃやつていけないというのが、せつなく飲みに行つてもそういう愚痴を聞かされるような場面という方が多いわけでありまして、そういう中で出てくる議論が、交際費をもうちよつと何とかしろよという議論です。

今、中小企業だと三百万とか四百万とかいう枠があります。しかし、資本金が五千万以上の企業ですか、これはもう一切損金には、経費には認めないという制度になっております。交際費天国と大分悪口を言われた結果、こういうふうな制度が整備されてきたという経過はよく承知しておりますけれども、どうでしょうか、こういう状況の中で、少し交際費課税を緩和するという提案についてもお考えを聞かせていただければと思います。

それから、寄附金についても、指定寄附金制度というのがありますが、これ非常に厳密な制度ですから、もつと思ひ切つて寄附をして世の中の役に立ちたいと、そういう人たちに寄附という形で支出をさせる、そういう提案もよく耳にいたします。

とりあえず、素人論議もあるわけですから、この三つの提案についてちよつと御所見を聞かせていただきたいと思います。

○副大臣(尾辻秀久君) 三つの税についてのお尋ねでございましたけれども、まず生前贈与税のことからお答え申し上げたいと思ふます。

これにつきましては、基礎控除の水準を百十万円まで大きく引き上げておりまして、現行制度のもとでも相当な金額の贈与が非課税で可能になっておるということをまず申し上げておきたいと思ふます。そして、お話しになりましたように、住

宅取得資金の贈与税の特例でございまして、これはお話しのように非課税限度額を五百五十万円まで引き上げておりまして、親から子へのマイホームの取得などに対する支援を大変容易にしておると思ふますし、また、単に新しい家を買うということだけじゃございまして、一定の買いかえや増改築の資金にまでそうしたものを拡充するという措置を今年度の改正で講じておるところでございまして。こうしたことが既にあるということをやまず申し上げたわけでありまして。

そこで、先生の御指摘は、そうしたものをもう少し拡充すればということもおありだろうと思ふますけれども、このことにつきましては、そもそも相続税というのが、先生もおっしゃいましたように、生前贈与によりまして、この生前贈与税というのは相続税の課税回避の防止というふうな贈与税の基本的な機能というのをごさいますので、そうしたことを考えてどうなるかなというところもございまして、それから一番申し上げたいのは、実は給与所得が今どういうことになっているかといひますと、所得税の課税最低限が、独身の場合でございまして、百十四万四千円、こういうことになっています。この所得税の最低課税の線と、それから申し上げましたように贈与税の方が百十万円というふうになっておりますから、これとの兼ね合いを考えたときに、これ以上の拡大がどうなるかなということもございまして。そこで、慎重に検討せざるを得ないというふうな考えでおりますというのを申し上げておるところでございまして。

それから、二つ目に交際費のことがございまして。これはもう私も先生のみならず大変多くの皆さんに御指摘いただいておりますところでありまして、実はそういう御要望を承つておるんでありますけれども、財務省として、そして副大臣としてお答えをいたしますとこのようなお答えになりますというところで申し上げます。

交際費につきましては、現行制度において原則

課税とされていますが、仮に交際費課税を緩和した場合には、経費削減等のリストラにより経営の合理化を進めることが産業の構造改革でありますけれども、逆に不要不急の支出を助長し、このことが一点ございます。また、企業による交際費の支出が公正、透明な経済取引を阻害する可能性があることなど、構造改革に逆行するおそれがあると考えられます。そこで、平成十四年度予算におきましては国債発行額三十兆円以下を目標にしておりますこと、これは先ほど来大臣が申し上げておることでございますけれども、そうしたことを考えますと、歳入面でも増収効果のある租税特別措置について減収措置を講ずることは私どもとしては大変厳しい、そういうことを率直に申し上げておきたいと思っております。

それから、あと寄附金税制のことがございました。

このことで申し上げますと、税務統計をもとにいたしまして一般論として申し上げるんですけれども、今、寄附金の損金算入限度枠がございまして、これがどれだけ使われているかという、利用割合が実は六五％でございます。したがって、余っているという状況にございますので、この状況でどうするかということを考えざるを得ないということをお願い申し上げます。

○浜田卓二朗君 お答えは大体想像したとおりでありまして、私も若いころ大蔵省におりましたけれども、主計局とかが中心で、主税局というのは働かせていただいたことがないんですね。それで、感じておりましたのは、税の原則というのは非常に厳しいものがあって、それを非常にストイックに頑張ってお守っているのが税の担当者のお役人さんたちだ。その影響を受けてか、自民党には税制調査会という大変権威のある会がありますけれども、大臣は税制調査会長もお務めになったわけですが、ここもなかなか厳しいんですね。やがましきところでもあります。

でも、私、こう考えるんですよ。今、本当にど

うやったら、お金がないんじゃないかと、お金がどうやったら出てくるか、使われるか、それが勝負だというふうな思っているんですから、いささか税の論理からいって不純だとか、いろいろ言い方はあると思いますが、この際あらゆる手段を検討してみても、どうやったら税制からこういう状況に対して刺激が与えられるか、それはひとつぜひ、これは大臣にお願いいたしますけれども、御検討いただきたいと思います。

消費税という声が聞こえますけれども、消費税はこれは上方硬直性というのがあります、下げるときは簡単ですけれども、一たん下げたらもう上げられませんか、今の日本の状況では、これは私はもう絶対口にしないことにしておりますけれども、いずれにせよ、どうしたら消費を刺激できるか、別の言葉で言えばどうしたら国民の、あるいは家計の、あるいは企業の財布のひもを緩められるか、これが勝負だと思つて、少しぐらいの論理の逸脱とあえて言いませんけれども、弾力的に税制をお考えをいただきたい。これは要望でございます。御答弁は要りません。

最後に大臣に今度の法案について伺いたいわけですが、源泉分離課税を廃止されるわけですね。それで、申告分離を一本化されるわけですか。これはなぜですか。

○副大臣(尾辻秀久君) 現行の源泉分離選択課税方式につきましては、諸外国にこれは例がないわけでありまして、言うならば、みなし利益、このぐらゐの利益があるだろうということで課税をする、みなし利益へ課税するものでございまして、基本的な所得税としてふさわしくない、こういうことを考えております。

さらに申し上げますと、意図的な税負担調整が可能となりまして、課税に対する匿名性があるというふうなこともございますので、この際、先ほど来申し上げておりますように、証券市場といえますが証券業界といえますが、その構造改革のために一本化をしたい、こういうふうな考えておるところでございます。

○浜田卓二朗君 昔、有取税だけの時代がありましたね、証券の課税についてですね。そして、私は自民党の税制調査会で随分有取税というのはけしからぬということを議論した記憶があるんですけれども、ちょっと私は今振り返つてみて若けの至りだつたかなんという気になつております、むしろ取引税みたいな位置づけちゃった方が合理的じゃないかと思うんですね。

つまり、株式の売り買いというのは損もあれば得もある。ですから、今回は、損をした場合には繰り越してやろうという話ですけれども、それが本当に、簡単にワークするかどうか、先ほどワークするという大武局長からの御説明もありましたけれども、面倒です、少なくとも。損した記憶なんてみんな早く忘れたいわけでしょう。一年振り返つて、ここでこれだけ損した、どういふ株で損したというのを税務署に説明しなきゃいかぬわけですね。得したときは黙つていけばいいわけでしょうけれども、しかし、私は、そういう制度を組み合わせて、あえて申告でやらせるというのが本当に必要なのかなという気になつちゃうんですね。

ですから、源泉分離と申告分離であれば、むしろ源泉分離の方が合理的じゃないかと私は実は感じてきました。しかし、そのみなし所得という構成に無理があるだろう、それをいつまでも恒久的な制度として持つていけないだろう、それはわかります。だとすれば、有取税に戻しちゃえと。証券会社にしてみたら、売り買いのたびに手数料を取る、有取税も取られるということでしょうけれども、たくさん取引する人がやっぱりコストを負担する、そのかわり、得したときは得するし、損したときは泣き寝入りすればいいわけでありまして、私はそういう課税方法の方が利口じゃないかと。

日本の税制というのは、シャープ勧告で徹底的にアメリカの申告中心の税制でやつてきたわけですが、それが美德であるというようにことが若干残つていると思うんですが、しかし今や、

消費税の導入以降、間接税に対して評価というのがだんだん定着してきていると思います。ですから、直接税から間接税へという全体の税制の流れというのがあるわけですから、私は、何かこんな複雑な税制にしちゃうよりは、さっぱりと有取税一本にして、譲渡所得はもう課税しないという方が面倒くさくない税制で取引ができるということ、今の制度よりも、投資家育成といいますが、市場参入を促すことにつながるんじゃないかというふうに思いますけれども、これは大臣、御感想はいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(塩川正太郎君) まず最初におっしゃいました、損益の計算を一つやるのが面倒で、とてもこんななじまないだろうというお話でございますが、そこはやっぱり文明の利器が進んでおります、今コンピュータというもので簡単にやつてくれますので、そういう責任を、そういうサービスを証券会社自身がやらなかつたんです。これをやっぱりやらなきゃだめだということを業界も認めてきて、これはサービスとして積極的にやるうというところが、それが損益計算を導入しても必ずその投資者には有利に働いていくということを確認いたしましたのでそつちへ踏み切つたということが一つなんです。

それからもう一つ、今、浜田さんおっしゃつた、有取税に戻した方がいじやないかと。私たちが初めからこれを言つておつたのに、国会が有取税いかぬというので廃止をしとおつしやつたいきさつがございまして、私も税制調査会におりました、私はこれ廃止して、これにかわるものをやつたら非常に不公平になるんじゃないかということをおつたんですが、もうヨーロッパ諸国では有取税なんてやつていないと。もうやつておりません。そういうことからこれに踏み切つたので、まさにそういうふうに制度を変えたいということは必要なことだと思つております。

ただ、私、ひとつ申し上げたいと思つたのは、我が国の税制に関しては、政治家は後からひよこひよこついでくるだけであつて、全部役人

が決めちゃっているんです。これを、やっぱり議
会ができた根本は、税の配分をめぐって議
会ができたのでございまして、やっぱり国会が
しつかりとした税制をやつてもらわなきゃい
かぬ。そのためには何が大事か。もう国会議員に限
らず、議員は後援会の方を見て物を言っているか
ら、いわば国民全体にとつては公平な意見でない
場合もあると、場合ですよ、もあるということ
ございまして、そういうことから見ますと、私
は役人の考えるのは公平だと思ふんです。そこ
がやっぱり国民的に評価されてきておることだ
と思ふんです。

私は、これはいかぬ、やはり税というのは一番
根源のもの、国民としての権利の基本的なもので
ございまして、これを国会がしつかりと税を勉
強していただいて、そしてその方針を、税制は国
会から出てくるというのが本家の民主国家じゃな
いかと思ふ。そのためには、国会議員も調査機
関を持つなりなんかしてしつかりとしたデータ
を握つてもらわなきゃいかぬ。データを役所に
依存して、それをもとに作文しておられるよう
じゃ、これじゃ通じません。そこらの問題を、
やっぱり議会運営と政治家のあり方、官僚のあり
方というものと兼ね備えて考えていただかぬと、
税の問題、いつまでたつたかてこういう後追い議
論になってしまうということを申し上げておきた
い。

○浜田卓二郎君 終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございま
す。

税の問題、国会がしつかりすべきだということ
については大賛成です。ともかく国民の声をしつ
かりと聞こうじゃないかということだろうと思
うので、そういう立場で質問させていただきたい
と思ふんですが、法案に入ります前に、やはり税
の問題で今世上をにぎわしております発泡酒の増
税の問題について質問します。

昨年、当時大蔵省、宮澤大蔵大臣ですけれど
も、そのとき主税局が、発泡酒とビールは同種同

等であるにもかかわらず、麦芽の割合が低いとい
うことで発泡酒の税金が低い、このためにビール
を購入された人との均衡を図るための増税が必要
だと、こういう論理を立てられたんですね。

私はそのときに、ビールと発泡酒が同種同等な
のかと、その判断が正しいかどうか、そういった
ことについていえば、ビール会社、業界だけじゃ
なしに、消費者の声、これを聞くべきじゃないか
ということも申し上げました。当時、宮澤大蔵大
臣も、本当に同じものかというふうなこともある
からあちこちの意見を聞いてみなければならぬ
という答弁でした。

そこで財務省、大蔵省から財務省に変わったわ
けですが、財務省に伺います。この一年、当時の
大蔵大臣の答弁どおり、消費者の意見、これはど
ういうふうに聞いてきましたか。

○政府参考人(大武健一郎君) 政府税制調査会に
おきまして、今の政府税制調査会というのは一
応広い方々から構成されておまして、そこら
も答弁をいただきました。その中でも、「消費課
税の基本的考え方」に照らせば、ビールと発泡酒の
間に現在のような分類上の区分や税負担格差を設
けるほどの違いはなく、ビールとの負担の均衡を
図るべきであるとの意見が多くありました。これ
に対し、商品開発のために払われた努力等にも配
慮すべきではないかとの意見がありました。」と
いう意見をいただいているところでございます。

それからまた、いろいろ発泡酒についての増税
は好ましくないというのをインターネットで
我々の方へ出されているということも事実でござ
います。

○池田幹幸君 当時、このわずか一年なんですけ
れども、その間に政府税制調査会から、どうも
この問題については、同じものには同じような増
税をするというけれども、余り問題が大きくて議
論が十分だったかどうかというふうな反省の声が
聞かれておりました。

要するに、去年は増税が見送られたわけですが
れども、そのときには、やっぱり同種同等じゃな

いんだと、国民の声から見てもその論理には無理
があるんだということがあったからこそあきらめ
たんだらうというふうに思ふんですけれども、今
伺いますと、去年と同じような論理に立つて言っ
ておられるわけですね。

とすると、あきらめた時点ではやっぱり同種同
等論は無理があると。しかし今考えてみるとやっ
ぱり同種同等だと言ふなら、その間にどんな変化
があったんですか。そういう論理に立つ論拠とい
うのが何かあったんですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 発泡酒が製造され
て最初に出てきた当時とそれから現状とで申し上げ
れば、やはり先ほどの答申の中にもありました
が、商品開発の努力があったことも事実でござい
ます。はつきり申し上げて、当初発泡酒が出され
たころは、やはりビールと味が違う、飲んだ途端
にわかるという状態があったと存じます。現在
は、多分ここに並べて飲んだ場合、ほとんど見分
けられないというのが実態だろうと存じます。そ
ういう点で、やはり同種同等と言ふにはそれな
りの意見があるのではないかと、思う次第です。

もちろん、ビールの中には、いわゆるモルツ系
といいますが、いわゆる麦芽比率一〇〇%からい
ろんな種類がありますので差があることもありま
すし、あるいはラガービールのような系統のもの
もございますから、つくり方、製法によつて差が少
しわかるものもあると思いますが、しかしほとんど
が、多分これはうちの酒類総合研究所の専門家で
あつてもなかなか見分けることが難しいほど似た
商品になつてきていることは事実なのではない
か。

実は、しょうちゅうとウイスキーの税率格差と
いうのが昔イギリスその他から持ち出されて、そ
の是正を図れということで、今日は二度にわたる
改正によつて、同種同等のものは同税率というこ
とで、しょうちゅうとウイスキーの税率格差は解
消される事態になつておるわけです。

そういうような国際的な流れからも、同種同等
のものは同率ということが出されているのかと思

います。
○池田幹幸君 後で触れますけれども、ビールと
発泡酒が同種同等だと言つたらドイツから抗議が
来るかもわかりませんよ。

ともかく、今のお話ですが、去年論争したとき
も、一口目、これはもう明らかに違うという話、
私自身も前の晩にちゃんと実験してきてお話しし
ましたから、そのことは皆意見は一致したんです
が、確かにその後品質もよくなっています。

だけど、業界のアンケートでもこう出ているん
ですね。ことしの五月ですよ、これ。ビールと発
泡酒は品質と味が異なるか、それについて、異な
ると答えた人が七九・三%です。やっぱり八割で
すね。よくはなつた、よくはなつたけれどもやっ
ぱり違うんだと。同等じゃないんだ、同種でもな
いんだということはやつぱりここではつきり出
ていると思ふんです。じゃ、発泡酒の方がビール
よりおいしいか。おいしいという人もいます。発
泡酒の方がおいしいという人は八%なんです。

これは、だからビールがよくて発泡酒が悪い
と、私はそんなことを言っているんじゃないん
ですよ。そういうことではなしに、こうなつてお
るということを今申し上げているんですね。つま
り、同種同等ではないということをお願いしてい
る。同種同等じゃないとすると、まさに財務省の
論拠というのはやっぱり成り立たないということ
を申し上げたいと思ふんです。

酒屋さんなんかは、やっぱり酒屋さんの立場で
言えば発泡酒よりもビールがうまいと言ふん
ですね。にもかかわらず、発泡酒に押されてビール
は売れない。景気が悪くて収入が減つて、ビール
を飲みたい人も発泡酒に移っているんだという
のが酒屋さんの説明ですよ。そういう面もあるだ
ろうと思ふんです。

しかし、不況の中でも発泡酒は物すごく売り上
げを伸ばしているんです。何でなんだろうかと
いうことなんですよ。何でかといつたら、やつぱり
安いんですよ。それから、従来と比べて、明らか
に最初のころはまずいという面があったけれど

も、もうまいと感ずるような発泡酒はないですね、やっぱり明らかにいいですね。安くておいしい、だからこれは売り上げが伸びているんです。

そこで、私は伺いたいと思うんですけれども、財務省の考えは、同種同等だからこれを平等にそろえるためになんと言っているけれども、そうじゃなしに、売り上げが伸びてきた発泡酒、これに税金をかけて増収増税を図ろうと、これが本音なんじゃないんですか。

財務大臣、どうですか。そうでしょう。

○政府参考人(大武健一郎君) それは、ビールと発泡酒の税率格差を縮めなさいというのが基本的には税制調査会の御意見であつたわけで、それはどのように格差を正するかというのはいろんな案があります。もちろん、我々として、現行税制のもとでビールから派生してきたような商品ですから、本来的にはビールの税率に合わせるが筋だというふうには思っております。

ただ、その意味で、すぐ増税というお話なんです、これ自体は、どのぐらいの消費量に結びつくかというふうなこともございまして、単純な増収への影響というのは試算することは難しいと思っております。

○池田幹幸君 税収がどれぐらい伸びるかという計算はできないにしても、しかし、この売り上げの伸びを見れば、そのねらいはやっぱりはつきりすると思つていいんです。去年、おとしの伸びが、ビールとそれから発泡酒を合わせた合計に対する発泡酒の占める割合ですけれども、一昨年が二五・二％、それで昨年は三四％ですね。これは業界の統計ですけども、そういう形であらわれています。これを見れば、要するにもう三分の一を占めるようになつたやつと、だからこれ増収増税、ここで税金をかけて増収増税を図ろうというふうにならつていまして、しかも思えないんです。

私は、やっぱり安い、味もそこそこだと、金がないと、だから庶民はささやかな楽しみ、いやし

をここに求めているんですよ。そういうところで、売り上げが伸びてきたから税金をかけて増収を図ろう、これはやっぱりこんなことなことを、財務大臣、やるべきじゃないんじゃないんですか。財務大臣、どうですか。

○国務大臣(堀川正十郎君) 非常にこれは微妙な問題でして、もう少し税制調査会等の議論をしつかりして、その結論に従いたいと思つております。

○池田幹幸君 余りこれはやりませんが、最初言いましたように、ドイツにはビール純粋令という法律があるそうですね。ビールは麦芽とホップと酵母と水以外のものはつくつてはならない、こうなっているんですね。発泡酒の場合は、業界の努力によつて味がよくなつたというんですけれども、使っているのはやっぱり酸味料や甘味料、苦味料といったものを使つてやっていますね。それはやっぱりそういう点では大分物が違ひます。

結局、財務省は、要するにこんな添加物のようなものを使つて、それで味が同じになつてきたから同種同等だと言ふんですけれども、この論理は全く私はおかしいと思ふます。そんなことを言い出したら、ドイツでビールはこういうものをしか使つてはならないということをやつておるそれと真つ向から対立するといふますか、文化の違いかも知れませんけれども、そういうものが出てくる。特に、酒というのはやっぱり一つの文化ですから、そういう面では、ある意味でこういう方向というのは、文化の発展というよりも、ちよつとおかしいんじゃないかな。

特に、財務省はこれを麦芽酒、麦芽の使う量によつて考えるということで、麦芽酒という名前をつけてビールと発泡酒をまとめちゃうというんです。こんな新しい言葉、新しい言葉というのは文化の発展によつて生まれてくるんだけれども、今度の場合はとても文化の発展による新語とはとても思えない。こういうふうな悪知恵といひますか、悪知恵を絞つてまで増収を図るといふ

うなことはやるべきじゃないことを私は申し上げておきたいというふうに思ひます。

それでは、法案に入りたいと思ふんですけれども、先ほど来、証券市場の信頼性の問題といふことはいろいろ言われてまいりました。今度の骨太方針で今度の税改正に關しては方向が出されてきたわけですから、ここでは、個人投資家の市場参加が戦略的に重要であるとの観点から、その拡大を図るために貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切りかえをやるんだと、こういうふう

に言われております。政府はこの法案でそういった方向を推進しようというわけですね。私は、こういった方向、戦略的方向をとることは賛成ではありませんが、けれども、政府はそういう方向をとると。それを国民がどう判断するかというのを一つの問題意識を持ちながら質問したいと思ふんですけれども、今度の措置によつて、つまり課税譲渡の減税措置、このことによつて、千四百兆円と言われております個人資産、これがどれぐらい株式市場に流れるのか、政府はどれぐらい誘導したいというふう

に考えておられるんですか。○副大臣(尾辻秀久君) そういう計算をしたことはいきませんので今ここで答え申し上げるわけにはいきませんけれども、私どもは、一番基本的に申し上げますと、構造改革なくして成長なしと思つておりますので、先ほども申し上げましたように、証券市場、証券業界の構造改革をやつておらう、そしてそれが最終的に経済の活性化につながるんだ、こういうふうな思つてこの問題に取り組んでおるところでございます。

○池田幹幸君 衆議院での議論も見てみますと、税制でもつてそういう誘導、貯蓄優遇から投資優遇というふうな形にしてそういう誘導を圖つて、税制でもつてそれを圖つてうまいくか、それだけじゃうまいかぬだろうという議論がずっとやられてきております。最もやらなければいかなぬのは証券市場を国民から信頼を得るものにしなればならぬのだという議論がずっとやられてき

ています。

〔委員長退席、理事田中より子君着席〕
実は、政府の側でもいわゆるこのプログラムを作成して、その中で言っているんですけども、国民が安心して参加できる透明性、公平性の高い証券市場の構築に資するために税制面の構造改革をするんだと、こう言っているんですね。そこで、要するに個人投資家の証券市場への信頼性向上、このためのインフラ整備をしなければならぬというわけですが、こういうことは、これを裏返して言えば、こういうことを第一番目にやらなければならぬほど証券市場はお粗末な状態にあるということなんです。これはもう政府自身もそれを認めておるといふことなんですけれども、一体それじゃ何でこんなお粗末な状態になつたんだと。これは金融庁、柳澤大臣のお考えをまず伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、先ほど午前中の議論でも申し上げたわけなんですけれども、一つはやはりエクイティファイナンスというか、そういうふうなものでやるといふときに、地合いをよくするといふか、そういうふうなことののために法人株主化といふものが進んだといふようなことも一つあるかと思ひます。さらにまた、いろいろな大口投資家を有利にするような、場合によつては法令に反するほどのいろいろなことが行われて、そうしたことが個人投資家、一つ一つは小さいわけでございますので、そういうようなところから嫌気されたといふようなこと、非常にいろんな要因が重なつておらうかと思ひます。

○池田幹幸君 金融庁の証券市場の構造改革プログラムというものが出されました。これが八月八日に出されたんですが、それの中で、今申し上げました「個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備」があつて、その第二番目に「行政による市場監視の強化」とあるんですね。行政による市場監視の強化、これを取り除かなければならぬといふことが挙がっています。

この三つの不信というのは、新しい高橋証券取引等監視委員会委員長なども盛んに言っておられるようですが、この三つの不信というのは、今市場にあるということなんですね。この三つの不信というのは、今、柳澤大臣が言われたようなことから出てきたんだらうと思うんです。

その三つの不信というのは、これはもうなかなか大変なもので、市場仲介者とか一部市場参加者、監視当局への不信というふうになっているんですけれども、これは、余り時間ありませんけれども、論議の基礎になりますので、金融庁、具体的にこの三つについてはどんなことを言っているのか、市場仲介者というのはだれで、それに対する不信というのはどういうものなのかということ、簡単に説明してもらえますか。

○政府参考人(渡辺達郎君) お答えいたします。

御指摘の三つの不信というのは、私も証券取引等監視委員会の高橋委員長が就任をするときに表明したものに含まれているわけでございまして、その一つは、今、先生も御指摘のように市場仲介者に対する不信ということでございまして、具体的には、証券会社に対して、例えば手数料稼ぎに投資家が利用されてしまうとか、複雑で、よく投資家の理解できない商品売りつけられてしまうというようなことがあるのではないかと、そういうことが一つ。

もう一つは、一部市場参加者に対する不信ということでございまして、例えば、いわゆる仕手筋と申しますか、ないしは外国勢力といいますが、そういうマーケットの裏表をよく知っているプロにマーケットが操られて、個人投資家等の零細なといえますか、そういう人たちが損をしてしまうのではないかと、そういう不信。

それから、三つ目が監視当局への不信ということで、私も一員としてこういうことは非常に身にしみて感じているわけでございまして、監視当局の体制、ノウハウが必ずしも、そういうようなことに対して十分整備されておって、そういうものを必ずつかまえるということまでは至つ

ていないんじゃないかということがあろうかというところで、その三つの不信を払拭すべく我々としては最大限の努力をしたいということでござい

す。

○池田幹幸君 いわゆる証券会社への不信、こ

で言う三つの不信の中にどうも証券業協会とか取引所が入っていないのは私は不思議だと思つて、引所があるんですが、それはそれで後で申し上げるとして、証券会社がまず全く信頼されてい

ない。全くと言つたら言い過ぎだな、本当に信頼されていないというのがあります。

これは幾つもアンケートが出ていますけれども、証券貯蓄に関する全国調査という、日本リサーチセンターがやっているのがあるんですけれども、これはもう系統的にやっていますから、これを見てみても、証券会社に対するイメージ、信頼できないという人が三割を占めている。三割を占めているというのは大変なことですよ。こういう実態に今あると。

それは何でかというのと、もう一つのために手数料稼ぎで回転売買を無理やりやらせるとか、ともかく投資家を食い物にしているという実態があるからなんです。証券会社では、個人投資家から手数料を搾れるだけ搾り取るということを、業界では個人を殺すという表現で言っているそうです。

これはある雑誌、テーマスという雑誌なんです、十月号にそういうことが出ておりますけれども、そこでは幾つかのことが紹介されているんですが、まず、個人投資家に黙って株式などを回転売買する、これはダマテンというんです。黙って転売するからダマテンというそうなんです、そういうことがこれは日常茶飯事にやられているというんです。ですから、それはもうトラブルが起きます。訴訟が起きます。しかし、大抵投資家は敗訴するそうです。しかし、最近、投資家の方が勝訴したという例があるんですね。昨年十二月、大和証券の事件だそうです。これは、無断売買の損害賠償金七百一十三万三千九百四十四円支払えという命令が出たという事件なんですけれども、

これ簡単に、どういう事件でどうなっているか、金融庁、説明していただければいいか。

○政府参考人(高木祥吉君) お答え申し上げます。

この事件の自身は、要は営業員が勝手に、特定のある銘柄ですが、それを勝手に買い付けたというところで、それで訴訟になりました。それで結局、委託注文を受けた証券会社側が注文を受けたということと立証できずに敗訴したということでございます。それで、ことしの十月三十一日に顧客へ七百一十三万九千九百四十四円を返金いたします。

○池田幹幸君 金融庁、監視委員会、それぞれこの問題にどうかかかわっていますか。

○政府参考人(渡辺達郎君) 私どもの証券取引等監視委員会は、御承知のように、事務の非常に重要な一部として証券会社への検査をしておるわけでございまして、具体的にその検査の内容等を明らかにいたしますとすれば、まず一つは個人等のプライバシーの問題が生ずるといううなことで、それからもう一つは、検査の過程で協力を得た関係者の信頼に反して、その協力が得がなくなるといふうなことで、将来の検査に支障を来すおそれがあることから、従来よりその具体的な内容を明らかにするのを控えていたというところがございます。御了解いただきたいと思ひます。

○池田幹幸君 これは昨年十二月に一番判決が出て、二審判決がこの九月に出て、それで賠償金も払ったんですね、会社は。確定しているわけですね。ヒアリングはその後でしょう、始めたのは。金融庁、そうですね。

○政府参考人(高木祥吉君) おっしゃるとおりでございます。

○池田幹幸君 監視委員会は何かやりましたか。やらないとしたら、その理由を。

○政府参考人(渡辺達郎君) いずれにいたしましても、私どもが仮にやるとすればその証券会社を検査に入るかどうかということでございますけれども、先ほど申しましたように、個別具体的な検査の自身については答弁を差し控えていたというところでございます。

○池田幹幸君 証券取引等監視委員会事務局長、来ていないんですか。

○政府参考人(渡辺達郎君) 私が事務局長です。

○池田幹幸君 ああ、そうですね。

やっていないの、監視委員会としては。金融庁としてのそれはわかるけれども、どうなんですか。

○政府参考人(渡辺達郎君) 何回も申し上げますけれども、具体的にはちょっと申し上げられないというところでございます。

○池田幹幸君 結局、昨年の十二月からこういう問題が起こつていても、そのとき何も動かなかった。それで、やつとこさつとこ、私、やり始めたのはひょつとしたらきのうじゃないかなというふうになっているんですが、私の方から話を伺った段階では何もなかったの、きょうの段階でそれが出てきたので、あれつと思ひました。

しかし、やっているとすることは、それはいいことです。いいことですが、これが問題ありとなつたときに、それじゃどういことが金融庁としては、これは監視委員会は問題ありとすれば金融庁に勧告するんですか。どういことにならんのですか。

○政府参考人(高木祥吉君) まず、その訴訟になつた案件について我々監督当局はどういうふう把握するかという仕組みについて若干申し上げたいと思うんですが、まず、訴訟として提起されたりした当事者になれば、証取法上報告義務がございします。また、その訴訟が終了したら、またその報告義務があるという仕組みになっております。

それで、本件の具体的な処分ですが、本事業のような外務員による法令違反行為等が認められた場合には、処分としては、一つは外務員処分ですね、外務員に関する行政処分、それから会社に対する行政処分ということが考えられるわけでござ

います。

外務員の登録、外務員に対する処分につきましては、その登録事務が証券法上、日本証券業協会に委任をされております。そういうことで、一般的には、同協会において事実を確認した上で、法令違反等の行為が認められる場合には、外務員の登録の取り消しとかあるいは職務の停止、さらには自主規制機関として証券会社に対して過怠金を課するという処分が行われるのが一般的でございます。

それから、証券会社に対する処分につきましては、我々金融庁といたしまして、判決も踏まえながら、会社からの報告に基づきまして十分調査した上で、証券法に基づいて厳正に対処するという事になってまいります。

○池田幹幸君 自主規制機関の協会、証券業協会、それから取引所がありますね。ここについては、具体的な何か動きはしておりますか。やっていくかやっていないかで結構です。

○政府参考人(高木祥吉君) ちよつと把握してありませんけれども、いずれにしても、先生の御指摘もあつてきのうあたりは一生懸命やつておりますので、それより前からやっているかも知れませんけれども、ちよつと今そこを承知しておりますので、現時点では必ずやつていっていると思ひます。

○池田幹幸君 という状況なんですよ。実際に自主規制機関が何も動いていないというふうなことで、これだけ見ても全く頼りにならないという状況が今あるんですね。

新しい高橋委員長になって何か新しい動きがあるというふうな聞いているんですが、今まで私、後でまたちよつと申し上げたいと思うんですけども、ずっとこの二年来、大阪証券取引所の問題について、不祥事について取り上げてきましたけれども、全く取引所との話し合い等々もやつてこなかったようですが、新しい委員長になりましたという自主規制機関との話し合いを持ち始めているというふうな何っているんですけれども、ど

んな話し合いをしているんですか。

○政府参考人(渡辺達郎君) 私ども、高橋委員長がこの七月に就任して以来、今先生御指摘の自主規制機関でありますところの東京証券取引所、大阪証券取引所、それから、まだやつておりませんが名古屋の取引所、それから日本証券業協会というふうなところと協議会といひますか、意見交換を始めておりまして、今まで具体的にいたしましたのは日本証券業協会と大阪証券取引所、この二つでございます。それぞれにつきまして、証券業協会のときには、さまざまな証券業協会の持つておられるいろいろな問題をお聞きする、それから、大阪証券取引所につきましては、具体的に、これから証券取引所が行つております自主規制活動と私どもの活動と一層の連携を深められないかというふうなことに話して話し合いをしております。

(理事田より子君退席、委員長着席)

○池田幹幸君 大阪証券取引所の話で、仮装売買等の問題、こういうことについては話し合いをしないかたんですか。

○政府参考人(渡辺達郎君) この前、一週間ほど前にやりましたけれども、第一回でございます。特にそういう話はしておりません。

○池田幹幸君 担当者がかわつたようなんですけれども、私が取り上げてきた問題というのは、記録は読んでおられるというふうな話は聞いています。

そこであれなんですけれども、大阪証券取引所は、東京証券取引所との売買高競争、これに勝ちたいが大変なことをやつたと。自分の市場での売買高を大きく見せようとして、ロイトファクスという関連会社をつくつた。そして、関連会社を設立して、もう一年以上にわたつて、証券法百五十九条違反、これに触れる仮装売買を繰り返してきております。これは証拠も私、示しました。もちろんそれは相手が必要でございせんので、その相手をしたのが光世証券という証券会社。その光世証券の当時の社長が今の大阪証券取引所の社長ですよ。こういう状況に今大阪証券取引所はあるわけですね。

要するに、市場が信頼されるとか取引所が信頼されるとか、証券市場に透明性、公正性を持たせるとか、こういうことを言うのなら、まずこういったところから、監視する側、自主規制の側、ここから襟を正していくということをやらなければいかぬのじゃないか。少なくとも第二回目の話し合いではこういった問題について話し合う必要があるんじゃないですか。

○政府参考人(渡辺達郎君) まだ第一回目が終わったばかりでございます。これから第二回目の日程を考えなきゃいかぬという段階でございます。まだどういふ次の話をするか、今のところ何にも考えていないというところでございます。

○池田幹幸君 何も考えていないんじゃないかという感じがする。今、やりましよう、やらなければいけないという気持ちぐらいいはなりましたか。

○政府参考人(渡辺達郎君) 私も、正直言います、きのう初めてこの問題を勉強しましたといひます。具体的に勉強いたしましたので、どういふふうにしたらいいか、これから考えていきたいと思います。

○池田幹幸君 透明性、公平性の高い証券市場をつくるというのであれば、こういうところからまず着手する、まず政府自身の姿勢をきちんとしていくことが大事だということを申し上げておきたいと思ひます。

さて次に、源泉分離課税の廃止と百万円の控除問題について伺いたいと思ひます。

源泉分離課税が二〇〇二年末に廃止されて、株式等譲渡益課税に係る制度は申告分離課税に一本化されると。先ほど浜田委員の質疑の中にもあつたんですけれども、この源泉分離課税を廃止しなければならぬ理由は何なんだと、尾辻副大臣からの答弁もありました。

そこで、その理由というの是非常に明確なんですね。源泉分離課税を残そうなんというの、理論的にこれ、いいという人はいないと言つてもいいと思ひます。そういうところまではつきりしているんです。そこまではつきりしてきたとい

うところを踏まえてなんですけれども、そこまではつきりしたにもかかわらず、例の有価証券取引税の廃止とセットで申告分離一本化にするということを決めておつたのに、いざ実施ということになると二年間延長するといふふうなことをやられてきました。

何でそんなことをやつてきたのか。こんなものはいもう悪いといふことをはつきり言いながら、それを続けてきた理由は何だったんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 先ほどもお答えいたしましたように、理屈で言いますとそれとおりでございます。ただ、理屈でどうであれ、私どもが今までやつてきた経緯がございますので、途中で変えることについての経過措置、こういうことだと御理解をいただきたいと思ひます。

○池田幹幸君 とにかく、あのときは、一九九九年年度の改正で、有価証券取引税は廃止する、申告分離課税に一本化で、源泉分離もやめまふとなつたわけですね。あのとき、私たち、有価証券取引税の廃止、そのことには反対でした。むしろ、有価証券取引税増税せよという立場に立つたわけですね。有価証券取引税廃止、これが悪いといひます。浜田委員と意見が一致したのは珍しいことなんですけれども、消費税の問題では正反對ですが、これはまあ意見が一致しました。そういうことで決めたんです。

経過措置とおつしやるけれども、経過措置といひのは、既に決まつておつたやつをさらに延ばしちゃつたわけですね、そうでしょう、二年間もそれもやつたと。今度の改正でわずか三カ月ぐらいまた前倒しにしたといふふうなこともありますけれどもね。そんなの全然その理由には私ならないと思ひます。

経過措置で、何の経過措置ですか。要するに、減税措置をぐうつと先にまで延ばしてやつたといふことであつて、経過措置とは言えないですよ。こゝまで打ち切りますといふことを決めておいて、それまでに何らかの措置をとるといひのが経過措置で、何にもやらないでいてまた先

延ばすというの、これは、経過措置とは言えないでしょう。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

有価証券取引税等の廃止にあわせて申告分離課税へ一本化するという大原則のもとで、本来、申告分離課税に一本化するというのが決まったわけですが、やはり先ほど来の話にも出てまいりましたように、申告分離課税とはいえ申告課税なものですから、納税者サイドの便宜という観点があり必要であるというようなこと、あるいはまた当時の景況状況というようなことが背景にあったのかと思います。しかし、今後、それを踏み切って早めて、十五年の一月から一本化を実現するということになるということでございます。

○池田幹幸君 あのときの要するに延期の、十三年度「改正税法のすべて」というのを読みますと、あのときの理由は、要するに、源泉分離課税をさらに二年延長したことの理由はですけれども、緩やかな改善が続いているけれども厳しい状況をなお脱していない、こういった景況情勢や、最近における株式市場の状況等を踏まえて延長したというふうに説明されています。こんなことを言い出すと、今回もまたそういうことを言い出すんじゃないかという疑問を持たざるを得ないんですよ。

要するに、今度は二〇〇三年一月一日から実施ということになっているわけですが、先ほどの議論にもありました、これから一、二年、景況がよくなるなどという判断はどこにもないんです。そうすると、二〇〇三年一月一日直前になって、また景況がよくないということで、またもや源泉分離課税廃止をやめたということになるおそれもあるんじゃないかと。今までが今までですから、国民をだまして、だましてというのはちよつと言葉が悪いかもしれぬけれども、結果的には国民をだましたことになっている。だましてそういうことをやってきた。

今度またやらないという保証はないんじゃない

ですか、これ。これは、財務大臣、いかがですか。

○政府参考人(大武健一郎君) まさにそのような景況状況の中であるからこそ、この法律が通ってから十四年中いっばいは緊急措置ということで、一千万円まで購入して二年間保有していただくというところにより譲渡益課税を非課税という制度をあわせて入れて、そして、そのかわり、十五年一月からは簡易な申告方式、一つはタッチパネルですとか、あるいは取得費の特例というようなものを設けて申告がやりやすいという形をとることによりながら導入させていただいたということでございます。御理解を賜りたいと存じます。

○池田幹幸君 緊急投資優遇制度のことを今言われたと思うんですけども、それはまた別問題で。

要するに、申し上げているのは、有取税廃止とそれから源泉分離課税の廃止、申告分離課税への一本化ということとを約束して、それを延ばしてきた。しかし、それでいざ実施しようという段階になってさらに二年延長した。こういう国民だましの手法が結局は、あなたの方目指している口では言っておる結果になったんじゃないか。これをゆがめてくる結果になったんじゃないか。いわゆる政府の側の姿勢、三つの不信の中の三番目の、当局に対する不信というのまさにここにあらんだと思うんですね。

こういったことについて、やっぱり反省せないかぬだろうと私は思うんですね。大体、こういう反省がないから、百万円特別控除制度についても、やっぱり私は同じ手法を持ち込まれていると思うんですね。

この百万円控除制度、今度の法案で出されているわけですが、これは今回の減税措置とセットで廃止するというところになっているわけですね。政府税調では、この百万円特別控除制度、これを廃止すべきだというふうに明確に言っていますよね。時間がないから私の方で読ませてもらいますけれども、こう言っています。税調の小

委員会ですけれども、「本小委員会では、以上の議論を踏まえ、申告分離課税への一本化後においては、百万円特別控除制度を廃止又は縮減した上で、長期保有上場株式の譲渡益に対しては、税率を原則として二〇%とすることが適当と考え」と、こう言っているんですね。

この答申に基づいて今度の法案が出されたわけですが、出されたわけですが、大事なこの百万円特別控除制度の廃止だけは載っていないで存続させるというところで法案を出されたんだ。これまた本当に、例の有取税の廃止と源泉分離課税廃止のセットのやり口と同じじゃないですか、廃止すると言いつつながら。減税する以上は、これは廃止するんだとちゃんと書いてある。ところが、減税の方はやる。あの有取税の食い逃げと同じですよ。減税の方は食い逃げする、こういうやり方を今また持ち込んできた。

何でこんなことをやるんですか。大臣、こういう手法というのはまずいじゃないですか。

○国務大臣(塩川正一郎君) これは、本当に臨時・緊急で制度をつくっていただきましたですね。したがって、これをやはり活用するという方が、それがよいと始動されたときに、そのときにこれを廃止するというのは、どうもこれになじみを持ってもらった方の、廃止をするというのはちよつといかがなものかということが考えられます。それと同時に、この少額取引の方は、これで源泉も申告も両方からならないでこの適用を受けようという方の中にはございますので、これはかえってそういう少額取引の方を擁護するという意味において有効に働くのではないかなと、こう思って存続した次第です。

○池田幹幸君 株式取引で百万円もうけるといのはそんな少額取引ですか。これはそんなに少額じゃないんじゃないですか。これ、もうけが百万円ですよ、売買が百万円じゃないですよ。後の塩川大臣が提案された緊急投資優遇制度だって決して小さなものじゃないと私は思っておるんですが、この百万円のもうけ、少額取引を対象にした

とおっしゃるが、そうじゃないでしょう、これは。

だから、この税調の小委員会でも非常に重視をして、この申告分離課税への一本化のときについては、「百万円特別控除制度については、課税ベースを大きく縮減させるものであって、その下の税率の引下げは適当でなく、税率の引下げを行う場合には、廃止又は縮減することが適当である」と明確に書いてあるんです。要するに、課税ベースを大きく縮減させると。そんなちよつけないものじゃないですよ、そうでしょう。

これは明確な約束、ここまで言っていて、これを実施しますと書いて宣伝してきて、さあふたをあげたらやっぱり食い逃げだ、減税のところだけ食い逃げしてこれはまた存続させる、これは幾ら何でもまずい。これはもうこういうことはやめるべきじゃないですか。

○副大臣(尾辻秀久君) 百万円のこの件が高額かどうかということはまたいろいろ御議論があるうかと思いますが、私もどなたもいたしましては、これは特別控除の制度を認めるということでございますから、廃止すればその分だけ税額が上がる。そしてまた、率直に申し上げて、先ほどの発泡酒の御議論じゃありませんけれども、私どもとしては、税収が大変落ちておるわけでありまして、ある意味では、そんな表現がいいのかどうかかわりませんが、のどから手が出るほど欲しい部分でもありますけれども、しかしあえてここは、国民の皆さんの今までのまさに経緯もありますので、少し我慢をさせていただいている。

少し平たい言い方になってしまいましたけれども、そういうことでこの措置を講じておるところでございます。そのように御理解いただきたいと思っております。

○池田幹幸君 しかし、政府も与党も政府税調の方針でいくんだと言っておられたんですよ。それを、ふたをあげたらこれだけ残したという、どうにも理由が成り立たないんじゃないですか。どこにも正当な理由ないでしょう。だったら、も

う減税やめなさいよ、この百万円の控除制度を残すんだつたら。減税を持ち込むんだつたらこれをなくしますと明確に書いてあるんですよ、セットでやるんですよと書いてあるんですよ。同じ手法じゃないですか、あの有取税と源泉分離課税の問題と。

もうこんな手法はやめにすべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) まあ今、時期はいつのことかは想定できませんけれども、おっしゃられるようにこの証券税制全体を一度、これ試行錯誤と言つたらしい語弊がございますけれども、そういう意味じゃなくて、これはいろんな選択をしていただく機会をふやそうということでやりましたけれども、これはいつかは一度検討して、便利でしかも投資者にはやっぱり有効であるというような制度を集約して考える必要はあると思っております。しかし現在では、いろんな機会を与えようということで、その選択をしてもらうことによって有効にインセンティブを働かせるという、こういうことを考えておるわけでありまして。

○池田幹幸君 これはインセンティブも何も、百万円までうけたやつについては控除できるということですから、一方的に投資家にとっては有利なやつで、これを選びませんなんていう人はいませんよ、それは。これはもう当然これを使いますよね。だから、これはもう一方的に投資家の優遇。

これは投資家を呼び込むものじゃないですよ、少なくとも。千四百兆の個人資産をこの証券市場に呼び込むと言っているけれども、そうじゃなしに、今取引している人たちが、これにもっとうまみを与えましょう、今まであったうまをもっと持ち続けよう、今までの話で、こういうことは許されるべきじゃないというふうに思います。

時間が迫ってまいりましたので、先ほど後でお話し申し上げると言っていた投資優遇制度については一言だけ申し上げておきたいと思うんですよ。

これは、塩川大臣が非常に肝いりでつくられたというふうな報道がされておりますけれども、いずれにしましても、二年間一千万円、購入株価です、ね、一定期間保有して売却した、そういう場合には、何はもうけても、これは塩川大臣の言葉です、何はもうけても税金をかけない。これは二年間で一千万円取引をして例えば五割もうけたと、五百万もうけたとしても、この五百万には税金をかけないというんですね。

これは本当に大変な優遇税制だというふうに思ふんですけれども、一体この恩恵を受ける人たちはどの程度いらっしゃるんですか、大臣。

○政府参考人(大武健一郎君) 結論から申し上げますと、どのぐらいの方が実は参加していただけたかということはまだ予想はつけておりません。

特に、この場合には、従来の株式市場に参加しておられる個人の方というのは、先ほど来お話があったように、売ったり買ったりということを専らやっておられる投資家が多かったように拝聴しております。ただ、今回の場合には二年間持つて、これはまさに固定してしまうということですから、証券会社にとってはその間手数料も入らなないということでしょうし、投資家の方もどちらかといえば売ったり買ったりしづらいということになります。

したがって、我々としては、まさにそういう長期保有の安定的な株主というのを入れていきたいということなんです、が、先ほど来のお話の中に、もありませんとあり、どちらかというと従来の投資家という個人は証券市場からは敬遠していた、そういう状態の中にあるものだから、果たしてこういうような措置をとってどのぐらい入っているかというところは予想がつかないということから、今の御質問に関してはどのぐらいが入っていただけるかわからないということでございます。

ただ、私どもとしては、これをきつかけとして、極力、一般の投資家というか個人の方にこの証券というものになじんでいただくきっかけにな

ればというふうになっているところでございます。

○池田幹幸君 時間になったので、それじゃ一言だけ。

○委員長(山下八洲夫君) 簡潔にお願いいたします。

○池田幹幸君 はい。

一言だけ申し上げておきますが、大体一千万円以上株式を保有しているという人は取引している人の一五%だそうです。それで、その人たちが全部やるかどうかというようなことはありませんが、その最大の数字を見ていっても、そうすると、それが世帯にして八十一万世帯ですか、これぐらいになると。

そうすると、七百万世帯と言っておられますから、かつ今度の恩恵を受けるということになると、それの一体何%、八十一万のうちの何%なんだろうかとということがあるんですね。ほとんど大したことないですよ。ごくごく少数の人たちへの恩恵ということで、なかなか今、大武さんが言ったように、いわゆる千四百兆円のうちの何%しかが入ってくるなんて期待できるような、そんなふうなものじゃないんじゃないでしょうか。

そういうふうな形で期待も余りできない。結局は、税制を一時的にせよめがめる、わずか五年間と言えども、税制をゆがめる結果にしかならざるを得ないんじゃないかということを申し上げて、終わります。

○大淵絹子君 長引く不況と株価の低迷が続く中で、日本経済の再生には間接金融から直接金融中心の経済へと転換することが必要だ、個人投資家を株式市場へ呼び込むための明確な方針が求められていると、こう言われ続けているわけですから、でも、今まで国民の資産というのは財投の原資であつたり国債買付けの原資に使われてたりして、大いに国の政策や経済発展に私は貢献をし続けてきているというふうなふうに思ふんですよ。どうして直接金融へシフトしなければならぬのかというものが少しよくわかりません。

それからもう一つは、勤勉で非常に貯金好きの日本国民が本当に安心して証券市場へ参加していただける仕組みを、私たちはこの国会でつくることのできるんだらうかというようなことを毎日自問自答しているんですよ。

そんな私なんです、今回のこの証券税制改正案でどのような効果が生まれて、将来、金融経済の構造改革に資すると考えておられるのか、まず塩川財務大臣にお伺いをしたいと思います。

○副大臣(尾辻秀久君) まず、今回の改正の内容でございますけれども、何回か申し上げましたように、骨太の方針で記されております「貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替え」、まずこれが基本になつておることでございます。

前段のお話がありましたので今このことを申し上げておるんですが、それで、最後の方の御質問でありますけれども、私もこれはこれによりまして、やや抽象的な言い方になりますけれども、安心して証券市場に参加できる環境の整備が図られるとともに、その結果、個人投資家の市場への参加が促され、厚みのある市場の形成に資することになる、これが今後の経済の活性化になるということを考えておるところでございます。

○大淵絹子君 答えていただいています。

○国務大臣(塩川正十郎君) では私から。御質問の趣旨は、何で直接金融に間接金融から切りかえなきゃならないのかということが、これが大淵さんが一番疑問に思っておられることだろうと。違うんですか。

○大淵絹子君 違います。将来の金融経済の構造改革に今回のこの税制改正がどう資するのかということをお聞かせください。

○副大臣(尾辻秀久君) いろんなお答えの仕方があるんじゃないかと思つて先ほどのお答えを申し上げたんですが、それではさらに申し上げますけれども、具体的には、これも御説明しておりますように、申告分離課税の一本化によりまして、透明性、公平性の高い証券市場の構築に資する、こ

ういうふうな考えでおりますので、そしてあわせて税率の引き下げや損失繰越制度を導入することにより税負担やリスク負担の緩和も図ることにしておる、このことがお答えになるかと思ひます。

○大淵綱子君 将来の金融や日本の経済に対してどう資するかという展望が私は大臣はおありになると、そう思っているわけですよ。大臣がみずから自分の考えの中でこの税制もきちっと導入をしていくという極めて英断もなされているわけですから、財務大臣として恐らく高い見識があつてこの法案が出されたんじゃないかなというふうに思つたものですから大臣にお聞きをしているわけですが、副大臣が何度も同じことを答えていますので、それじゃ次に進みます。

源泉分離課税を申告分離課税に一本化するなどは一定の評価はいたしますけれども、やっぱり既存の投資家優遇の色合いの濃いものと言わざるを得ないというように私は思っています。市場に参加することによってリスクの分担を強いられるということでありまして、ゼロ金利でも貯金を選ぶという今の日本国民には、まだ本心に安心して証券市場に参加できるのかなというふうな思いを込めまして、我が国の株式市場における個人投資家の割合は、ここ十五年ぐらひは二〇%弱、そして投資信託を含めても二七・八%、また個人資産の株式への投資は全体の五・三%、投資信託の二・四%を加えても七・七%と低い数字になっています。米国では一九・五%、イギリスでは九・三%、ドイツでは一一・九%に比べても低い数字ということになっています。

それでは大臣、日本国民はなぜ証券市場に投資をしないのでしょうか。ゼロ金利でも貯金の方を選ぶのでしょうか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 一つは、確実性というのがあると思ひます。おっしゃる通りに、日本人はやっぱりリスクを自分でとるといふことは非常に消極的であると、これはもう当然であらうと思つております。しかしながら、昭和三十五、六

経済成長に入りましてその成長が花を咲く時分、その間の約二十年間の間というものは証券投資が非常に盛んでございましたし、またいろんな統計を見ましても自己資産の、保有財産の二〇%近くまで株式を持つておつた時代がございました。

しかしながら、石油ショック以降、経済の成長のあり方が変わつてまいりまして、だんだんと、直接資本市場から集めるというよりも、銀行によるところの引き受け、資本増強をやることになつた。それは何か。時価発行という制度を活用するようになりましてから、一般株主に増資の魅力がなくなつてしまつたということ、これがやっぱり株式市場から離れていった一つの原因だろうと。そして、最近、この十年間の傾向を見ますと、配当性向が非常に悪うございますので、そういうことから株価低落がずっと続いてきております。

そういうのが相まって、株式投資を危険だと、こういう見方をされてきて、むしろ利息は安くてもいつでも現金化できる確実な貯金を選んできたというところでございますが、そういったしますと、これをずっと進めておりますと、日本の企業の資本構成といふものがいつまでもたつても銀行、金融機関に依存するといふことの体質から脱却できないといふことでございまして、それは逆に言ひまして、企業の自由な発展の選択がとれないということにもなつてまいります。

銀行の制約を受けて企業が制限しなきゃならぬ、企業活動を制限しなきゃならぬという事態が起こつてもいけませんし、いたしますので、企業が自主的に事業の展開を選択し得るためには、やはり株主との間に信頼を築いて、資金を直接要求を満たしていく方がいだろうと、こういうことで、世界各国とも資本の形成は直接投資によるところの方法をとりつとあると。グローバル化の世の中になつてまいりましてそういう方向にございまして、我が国の方もそちらへ改めたいといふことが大きい一つの方針であつた。その方針の一端として株式保有を奨励する方法をとつておると、こういうことでございまして。

○大淵綱子君 大臣が今おっしゃつたこと、株式の信用を取り戻すとか、あるいは利益性、配当性向を強めていくとかいふ企業努力とか、そういうものがまずあつて、そして市場の信頼感というのが醸成されてきて、そして国民がじゃ参加をしてみましようかと、こうなるわけですよ。だから、国民が安心して参加できる環境づくりといふのにやっぱり政治としても努力をしていかなければならない局面ではないかというふうに思つてございまして。

今回の改正ですけれども、税というのは本来、公平、公正、中立、簡素であるべきという基本理念がございましてけれども、この改正案の問題点といふのをどういふふうにとらえていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 簡素化という点についてはもっとやっぱり努力する必要があると思つております。なぜ簡素化がそれほど十分に進行しないかといひましたら、公平を期そうとするならば、やはり細かく申告していただく制度が一番公平の原理に即してゐることから、その点でやや簡便性を欠いておるといふことは私は否定いたしません。今後この課題は、いかにして簡便性をするかということが一つあると思つております。

それからもう一つは、理解しやすいような方法といふことでございまして、先ほど御質問ございました中에서도私はお答えいたしたつもりでございしますが、余りにも選択肢を多くするといふことは私はよくないと思ひます。でございまして、これは今、株式のいわば刺激を与えるという意味において選択肢をたくさんつくつておりますけれども、やはりもう少し簡便にして、投資者に本當に有利になるようなわかりやすい制度に変えていく必要があるだろうと思つておりますが、それはちよつと先に見送つていただいて、とりあえず今回の法案を提出したといふことで受け取つていただきたいと思つております。

○大淵綱子君 それでは、今回の法改正は、税制改正は不十分であるけれども、期限つき暫定的な措置であるけれども、いずれ近いうち、証券税制に関する集大成的な改正が必要になるんだというお答えでよろしうございませうか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 私は、資本市場が本格的に育つてくるためにといひますか、そういう見きわめをつけてまして、私、その改正に踏み切つていくべきだと思ひます。

○大淵綱子君 その将来の税制改正のときに、利子課税とあわせて総合課税化への道を進むというお考えはございませうか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 利子課税との案分は十分とらなきゃいけないと思つておりますが、私は、やっぱり財産といふのは三分法といふことをよく言われております。これはやっぱり不易流行の原理にもかゝるものだと思いますが、そのようないわば財産三分離の中でどのようにしてその収益を保障していくか、そして、税は公平に三分割の中に分配されておるかといふことを、これをやっぱり基準に考えるべきだと思つております。

○大淵綱子君 税制改正だけで証券市場の活性化が果たせないといふことは先ほど大臣から御答弁をいただきましたので、ここは飛ばさせていただきます。

それで、納税しやすいような申告制度の導入が必要だといふふうにご考へます。これは新聞記事でございましてけれども、金融庁が申告不要制度といふような仕組みをつくつて与党側にその提示をしたといふような記事が載つていますけれども、金融庁、これはどのような制度なのか、簡単に説明していただけますか。

○副大臣(村田吉隆君) 税制改正要望として私どもから申告不要制度といふのを出しておりますが、これは、証券会社に適格口座を設定いたしますして、その中で証券会社が実譲渡益に対応する税額の徴収をする、いわば源泉徴収をしていただいて、それで申告がすべて済むと、そういう簡便な方法でございまして。

○大淵絹子君 これを見せていただいて、ああなるほど、こういう制度もいまいなというふうに思いますが、財務省、これに対してどのようなお考えでございますか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

金融庁の申告不要制度につきまして、我々も簡易な申告ということでは一致しておるんですが、申告不要までについては我々としては適当でないと思っております。

それは一つには、今回、百万特別控除損失繰越、特に損失繰越控除などというような特例がございますし、何より複数の口座間でいろんな証券会社とおつき合いになっておられる方もいらっしゃるわけで、それを通算して申告するということになる、これは証券会社一社ではできないというところ。

それからあと、株式譲渡益というのは、やはり譲渡価格から、売った価格から買った価格を差し引かなきゃならないんで、そもそも証券会社において本当にその所得がわかるのかどうか。それから特に、利益と損失、さまざまに発生しますの

で、取引ごとに源泉徴収するという現在の源泉徴収制度ではとても適応できないということ等がありまして、やはりかなり難しいのではないかと思っています。もちろん、簡易な申告をするという観点の工夫はさらに進めていきたいというふうには思っております。

○大淵絹子君 今の問題点の指摘に金融庁答えてください。

○政府参考人(原口恒和君) この件については税務当局とも相談をしていきたいと思いますが、我々、この案につきましては、業界とも相談をし、いろいろ技術的に可能であるということをお願いをしておるということでございます。

○大淵絹子君 私も可能だと思ふんですね。ここへ構成図が出ておまして、優遇課税制度の適用を受けるのに、それは当然還付申告をしなければならぬというのは今の所得税なんかでも同じ

でございます。優遇制度を受けるときには必ずから申告をして還付をしていただくという制度になっていくので、そのことは可能だというふうに思ふんですね。

先ほど財務大臣はコンピューターなどを導入したより簡便な申告方法を考へておるんだということとを言われたので、そのことが合わないのかと私は思っているわけで、すけれども。

しかし、金融庁は金融庁なりに、申告ができるだけ手間がかからないように提案をしているわけですから、むげにそれはだめだとかそういうことじゃなく、いやこれ、何か新聞には随分出ているんですよ。財務省の主税局は、本人がするのが原則なんだと、こういうような言い方をしながら、その金融庁の案をそのまま採用というような形にはないような形になっている。

もちろん、それはいろいろな案が出てきて、検討をして、より国民の使い勝手のいいものができることが最も望ましいわけですが、財務省、その件について答えてください。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

やはりそれは、投資家の方が便利であるということが第一であるということは全くの同感でございます。

ただ、何しろ申告不要にするには証券会社がすべて源泉徴収なりを行うわけですから、それを預かり金を証券会社が持つということになるんで、そういう意味での法的担保とかそういうものも必要になります。そのあたりのところもきちっと詰め

ませんと、先ほどの御議論もありまして、かなりお金を預かるという問題でもあるんで、十分な詰めをした上で、先生の御趣旨も踏まえて、簡易な申告に、我々は思っておりますけれども、金融庁と調整していきたいというふうに思っております。

○大淵絹子君 朝ほど来、若林理事の方からも質疑があったので、ちょっと観点が同じになって質問しにくいかなとも思いますが、柳澤金融

大臣に。先ほど塩川財務大臣が証券業界や企業の問題点についていろいろ指摘をされましたけれども、その件について、証券業界の信頼回復、それから透明性の確保、あるいは株主重視の企業経営などの改革についてどう取り組まれているか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 証券市場構造改革プログラムというものを私も発表をさせていただいておりまして、このうちの大部分がその後、内閣の枠内で決められましたその他の問題と一緒に太の方針とか、あるいはその後の改革プログラム等に取り上げられたわけでございます。

私どもの打ち出した構造改革のプログラムに沿って申し上げます、証券業界の信頼回復ということにつきましては、先ほど私、若林委員にもお答えいたしましたように、特に、行為規制違反に係る行政処分を公表するというようなこと、それからまた監視体制の強化のためには、やはり証券取引等監視委員会の人員の増強あるいはノウハウのさらなる蓄積、こういうようなことに注力したいというところでございまして、この行政処分の公表等については、そういうものがあればこれはしっかりと公表をして、どういふものが、あるいはどういふ会社がおかしい不適切なことをしているんだということを投資家の皆さんにも知っていただくというようなことを考えております。

それから、証券市場の透明性の確保ということにつきましては、特に金庫株が解禁されたときにいたしたのでございますけれども、セーフ・ハーバー・ルールというようにルールをあらかじめ明確にしておく、そしてそれを公表しておくというようなことをやっておるわけでございます。

また、最後の株主重視の企業経営ということについては、制度的には発行企業の経営情報というのを、今までは半期ごとというように一年二回というところでございましたけれども、これを三ヶ月、四半期ごとに短信によって情報を開示していくというようなことを促進するというようなこととでございます。それと同時に、株主重視の企業経営

ということは、これは経営者の一つの心構えということでもあります、また、前の機会にも申しましたように、物を言う株主というものを多くしていくというようなことを、これから個人株主のウェイトを高めることによって実現していきたい、こういうことを考えているということでございます。

○大淵絹子君 二〇〇〇年の四月からクロス取引というようなことは金融商品会計上では禁止をされておるというふうな聞いておるわけですが、これも、また大変大口の、大手の金融機関などがクロス売買、いわゆる東京市場で売って大阪市場で五日後か六日後には買い戻す、あるいはその逆とか、あるいは名古屋の市場で利用されるところというようなことが新聞紙上で報道されていますけれども、これらについて禁止をする、あるいは取り締まるというようなことはできないのでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、クロス取引に関する会計処理につきましては、公認会計士協会の実務指針等によりまして、一定の場合はこれを認めないということになっております。

したがって、例えばいろんな決算においてそれに照らして問題があるというような場合は、これを解消するための適切な対応等の改善策を求めるとか、あるいは取引が例えば相場操縦等の不正取引に該当するような場合があれば、これを厳に規制しているということでございますが、一般的に、クロス取引というところをどういふところで線を引くかということもございまして、単に短期間の売買であるからこれを一律に禁止するということは、取引によつてはみずからのポートフォリオの運用上の判断とかそういうことが行われている場合もございまして、やや過剰な規制になるのではないかと考えております。

○大淵絹子君 そういふのがきちっとやられないと株式市場の信用というのはますます落ちていくんだらうというふうに思ひますので、できないな

どということではなく、できる方法を考えていた
だきたいと思ひます。

最後に、塩川財務大臣にお願いをしたいと思ひ
ます。

実は、国税の職員の皆さんから、滞納税が非常
にあるんですけれども、実際に調査する人員が不
足をしているという中で定員の確保をぜひして
もらいたいという要望をいただきました。このこ
とについて御努力いただけるかどうか、お答えを
いただきたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正十郎君) よく実情を調査した
しまして、もしそういうことで徴収に差し支えが
あるということになってきたら大変でございます
ので、いろんなことを調査して検討いたします。

○大淵絹子君 終わります。

○平野達男君 自由党の平野達男でございます。
何点か基本的なことをちよつとお尋ねしたいと
思ひます。

個人金融資産残高に占める現金・預金の占める
割合、日本は先進国では断トツでありまして、こ
れはけさほど若林委員が質問の中で指摘された
とおりであります。間接金融主流、企業から見れば
少ない自己資本で借金で財政を立ててきたとい
う、そういう状況がこの数字からもよくわかる
と思ひます。直接金融は、リスクもありますけれ
ども逆にうけもある、その一方で、企業に何か
あったとしても、少なくとも不良債権という問
題が発生することはないというようなことで、い
わば間接金融から直接金融という流れは一つの
大きな流れになっていると思ひます。

そこで、通告申し上げた質問が、じゃどれぐ
らいの株式、今、日本人は全体六・四%で、ど
れぐらいの割合がいんどうとかということをお
聞きしたかったんですが、これはもう若林委員が
質問されて、倍程度というふうには本場に明快
な御答弁がありました。もちろん、株式について
は株価が変動しますからこの割合が絶対でない
というの承知しておりますし、ただ、そういう目
安を与えていただいたというのは非常に良かった

と思ひます。
あえてもう一言言えば、これは時間軸でどれぐ
らいというようなことが答えていただけるかど
うかということでもあります。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 先ほど私、今の比率を
一〇%近く、個人金融資産に占める比率をその
くらいというか、若林委員の指摘した数字は四・二
でございましたでしょうか、その倍ぐらいいと
いうことをとりあえずの目安にしたい。それ
は、ドイツの一一・何がしというふうなもので
るだけ近づきたい。ドイツもまた我々と同じ
ように、ユニバーサルバンキングの中で間接金融
にやや傾いていたのを、最近非常に努力をして
そのウェイトを増したというふうな例もござい
ますので、それに倣いたいというふうな気持ち
を持ってお話ししたわけでございます。

ただ、ドイツの場合は、どうも聞くところによ
りますと、日本でも行われた国鉄だとかNTT、
そういったものに相当する会社を、国有企業を株
式会社化して、これを民営化していく過程でそ
ういうことを実現したということがあったよう
でございます。

私ども、ちよつと塩川大臣と一緒にケラー
M F専務理事、この方は前のドイツの大蔵次
官だったものですから、その当時の話をちよつと
聞く機会があったんですが、郵便局を通じて株
式の出しをした。そのときに郵便局は、当然、
郵便局のお客さんというのは従来証券会社に出
入りするようない人は少ないものですから、した
がって、この株式というものは元本は保証し
ませんよというふうなことで大変きめ細かく啓
蒙活動をした。そういう話で、その上で株式の
売り出しを行ったと、こういう話を聞きまして、
ちよつとなつて、なかなか工夫をされたんだ
というところを感銘を受けて聞いたのでござい
ます。

間にそうしたものを實現するというのも困難か
と思ひますけれども、やはり私も、期限をいつ
と云うのはなかなか言いにくいわけですが、こ
その目標に向かって努力をしないといけない。た
だ、実現は、もういろんな要因が複雑に絡み合
ひまして、国の行為だけ、国の意思だけで何と
なるものでもないものですから、お許しを賜り
たいと思ひます。

○委員長(山下八洲夫君) 委員の異動について御
報告いたします。

本日、清水達雄君が委員を辞任され、その補
欠として後藤博子さんが選任されました。

○平野達男君 株は、投資する側から見ると、二
つある。一つは一緒にだと思ふんですけれど
も、動機があつて投資をしているように思ひ
ます。一つは、キャピタルゲインを得るとい
うものと配当を得るといふもの、あるいは両
方というものとだと思ひます。その判断は、恐
らく投資する側の個人個人の判断によると思
ひますし、また会社の経営の体質なんかに
よるんじゃないかと思ふんですが、これは金融
政策として見た場合に、株と云うのはど
っちの方向に重点を置くべきかというふう
に思ふので、ちよつと、キャピタルゲ
インなのか配当なのか。

つまり、配当ということとは長期保有するとい
うことです。キャピタルゲインとなると、い
ろんな株の相場を見ながら売り買いをするとい
うようなことだと思ふんですが、これは後の
税制との関係がありまして、あえて塩川大
臣にちよつとお尋ねしたいんです。

○国務大臣(塩川正十郎君) 両方です。

○平野達男君 両方ということなんです。し
ょうけれども、コーポレートガバナンス、
コーポレートガバナンスと云つて言われて
きましたけれども、やっぱり株主がしよつち
ゅうかわるというの、コーポレートガバ
ナンスという原則からするとこれはちよつ
とおかしいんじゃないかというふう

思ひますし、それからあと、塩川大臣は、先
ほど言われましたけれども、バブルの反省とい
うか、バブルがいかに深刻だったかというこ
とについての認識がないんじゃないかとい
う話がありまして、やっぱりキャピタルゲ
インに余り力点を置くというのには投資機
性を強めてしまつて、これは政策的にも余
りよくないんじゃないかなというふうな感
じを個人的には持っています。

ところが、今回の税制、それからもう一つは、
特にキャピタルゲインというのは要するに
投資ですから、先ほどの議論の中にもあり
ましたけれども、古手の要するに相場師とい
うんで、その人たちが新規参入者で、株の
仕組みもわからない、平等にやるとい
うのもなかなか難しい面があつて、その
あたりがまた一つの新規参入者を阻止
している障害になっているんじゃないか
と思ふんです。私は、やっぱり株は投資で
すし、投資した以上は会社がそれを使つて
ちゃんと収益を上げてそれを配当する、
それが本来の株の姿ではないかなと思
ひます。

そういう観点から今回の株に関する税制を
見ますと、いずれも譲渡に関する特例を設
けていない。きょうはいろいろ事務方のお
話を聞きますと、配当の税負担割合を見
ますと、年十以下については本当に所得
が低い、七百万、七百万以下については
七百万程度の人だつたらゼロになるん
だ。あと、千五百万程度だつたら利子課
税と同じだということ。もうすき間がな
くなつていくというふうな御説明はござ
いまして、これは私は政策的に、配当だ、
長期保有するんだというふうなことであ
れば、思い切つて二〇%の税率を利子課
税より下げるというふうなことをやつて
もよかったんじゃないか、それがまた国の
政策として、株を保有していただく、配
当中心ですという国としての意思を示す
ことにもなりますし、そういう方向に持
つていくべきではなかったかと

思うんですが、どうでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおり、配当課税につきましては配当控除の制度などを設けておりまして、かなりの配慮をいたしておるといふことはお話しのとおりでございます。御理解いただいているところでございます。

そこで、その配当と利子との関係でございますけれども、二点申し上げたいと思います。

まず、利子は定率かつ定期的に発生するというものでございます。それに対して、これも先生のお話の中でも述べられたように思いますけれども、配当といえますのは法人の事業の成果を分配するという事業所得的な側面があります。このことを一点申し上げたいと思います。

それからもう一点申し上げますと、利子に係る預貯金というのは国民のほとんどすべてが持つておる、こういうふうに見えるだろうと思います。したがって、国民のほとんどすべてが預貯金を持つていて、それから利子を得る。それに対して、株式はどういうことになるかというと、これは比較的という言い方になりますけれども、やはり高所得階層に保有されておる。

以上、二点申し上げましたけれども、この二点を考えますと、やっぱり配当と利子というのは非常に性格が違う。したがって、これを比較するというのは非常に難しいだろうというふうに思っております。ところでございます。

○平野達男君 配当と利子の比較が難しいという話ですけれども、ただし、説明は配当と利子との比較で説明されたんですね。

それで、これはそういった技術的な問題は別として、やっぱり政策として、保有して配当をやるんですよ、これが株なんだということに対しての政策意思を今回の税制改正の中で打ち出すべきではなかったかという、そういう問いなんですけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) これはまさに将来、検討課題の一番大きいところだと思っております。

資本市場を本当に育てていくということになりましたら、そういう配当の原資というものの税はどう対面するかということとは非常に大きい問題だと思っておりますが、今はまだそこまで証券市場が育っておりませんので、つまり、間接金融から直接金融に変わっていく一つの大きい転機をつくっていく問題でもあると思ったりしております。

○平野達男君 金融庁さんは要求官庁としてやっぱり配当課税の見直しも出されていますよね。今、私、いろいろしゃべらせていただきましたけれども、何かコメントがあれば、ちょっとと突然で申しわけありませんが、一言。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもは、今度の税制改正証券市場の構造改革、特にその中で個人投資家の市場参加を大きくしたい、こういうようなことで、正直申して、中長期的に安定した税制をこの際つくってもらいたいというスタンスで実は財務省御当局に要求をさせていただいたわけでございます。

ところが、これは非常にある意味ではありがたかったし、ある意味でちょっと困った状況になったんですが、つまり、臨時国会でお願いすると。それは、構造改革というのは私はあくまで常に中長期的な視点に立った政策であるべきだと思つたのでございますけれども、それを急いでやるんだと。構造改革を急いでやるというのがどうもなかなか頭にくすくす入らなかったんですが、それは確かに構造改革を緊急にやるといふ考え方もよくよく考えてみるとないわけじゃないということでも私も納得したんですけれども、ちょっと改革の中身ということになると緊急性の方に少し傾いて、今の配当課税の問題とか、あるいは塩川大臣のアイデアで非課税枠をつくってもらったというところで若干緊急措置的なものがまざり合ったというか、それで中長期的なものが若干後回しになつた。

今度、もちろん通常国会ではやっていただくように我々もお願いしているわけですが、そのういう位置づけになったというふうにその点は考えているわけでございます。

○平野達男君 はい、わかりました。では、次の質問に移らせていただきますけれども、今回の改革の具体策について何点か質問させていただきます。

まず、緊急投資優遇制度なんですけれども、これは塩川大臣の肝いりなんだそうですね、きょうの御説明の中では二年間の長期保有だということとがございましたが、私は、概念的に株が平均的にどれだけ保有されていれば長期かというのはよくわかりません。よくわかりませんが、平成十七年、十八年、十九年には全部売ってしまわなくちゃならないという意味においては株の回転を助長するような政策ではないかという感じがしますし、あと、税率の引き下げの、一年超保有したものを一〇％に下げれば、また十五年、十六年、十七年で売ってしまいなさいという政策のようにも見えます。

要するに、株の回転を早めるという方向に行くんじゃないかというのが一つ。それから、購入期間を三年、四年に限定したのはなぜかということと、それからあともう一つ、ちょっと私、与えられている時間が短いものですから一気と言つてしまえますけれども、所得控除の百万円特別控除、これは他の税制から見たら破格の控除額だといふふうに聞いておりますけれども、これを存続させるかどうかについてはいろんな議論があったようですが、今回、税率を引き下げるといふようなこととトレードオフでやるべきじゃないかと。これを後に送ったために、平成十七年分までです、これでやったって十八年以降には段差が物すごく大きくなって、これは百万円控除自体が薬にすれば劇薬だと思ふんですが、効果がいい分だけ、切れたときの禁断症状が物すごく大きくなるんじゃないかという感じがするんですが、以上、まとめてお願いします。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

緊急投資優遇措置の方からお答えをさせていただきます。

○平野達男君 簡潔で結構です。

○政府参考人(大武健一郎君) はい。

実は、これはかなり実務上の理由から三年間というのを切らせていただいたのでございます。課税の公平の観点で踏まえると、対象となる上場株式を一定の範囲内に限定する必要があると、それを十五年一月からの申告分離課税の一本化を前提に購入期間をまず限らせていただいた。

それからさらに、実は本来であれば、これが例えば番号などがあれば、証券会社間の番号で証券会社に管理していただくということも可能なんです、証券会社ごとの名寄せというのでもできない。したがって、今回の非課税限度の取り扱いには全部税務当局で管理させていただくということになります。したがって、売却が税制適格を要するか否かというのは、納税者の証明あるいは税務当局の確認というふうな作業を考えますと、この売却期間を十七、十八、十九に制限せざるを得なかった。いわばぎりぎりの期間として、その間に持つてきていただければ税務署で名寄せしていただく課税しないという措置を講じていただけたというふうにしたというところでございます。

それから、あと、百万円特別控除につきましては、先ほど来も御議論があつて、政府税制調査会の御意見と若干違つている部分があるわけですが、これも経済情勢あるいは株式市場の動向もあるわけですから、やはりこれも長期保有に限つて、一年以上保有した人に限つてこの措置を講ずるということで、例えば十四年に買われた方も、ずっと持つことで、これは申告分離をして一年以上持てば百万円控除の方もとれますから、逆に言えば一千万円の方でないことも可能なんです。ですから、この措置があることによつて、実はその間の漏れもできることはできるという問題があります。

いづれにしても、この今の状況の中で少し

でも回転売買でない長期保有を目指した改正には努めさせていただいた、しかし今、先生の御議論のあった三年というのを切らざるを得なかったのは実務上の制約でございまして、将来的にはこういうことはむしろ制約のないような形に対応できれば本当は望ましいということであると思えます。

○平野達男君 じゃ、次の質問に移らせていただきますけれども、これは前の財政金融委員会でもちよつと意見として言わせていただいたんですが、銀行等の株式の保有制限に関する法律、銀行というのはリスク管理についてはそれなりのプロだと思つていたところが、どうも株については扱いかねるというところで放出しなさいというような法律になっていきます。あれから出てくるメッセージは、やっぱり株というのは非常に危ないものだなというふうな素人はとてしまふかもしれないですね。

それから一方で、今回の改正は、先ほど来から言っているように、私の理解ではやっぱり譲渡を、要するに株の回転を速める方向にどうしても動くんじゃないかという印象を強く受けています。

今回の改正は、そういった意味では、前回の株式保有の法律のことと相まって、新しい人が株式に入るといふようなインセンティブとしては余り働かないんじゃないかと。むしろそういう譲渡に對してのいろんな税制の優遇措置を与えることによつて、既に入っている人、入っている人、株の取引をやっている人については、これを利用してやれよということと確かに株式市場は活性化しているかもしれない。その結果、今、株価が低迷していますから、株価が少し上がるというような効果があるかもしれないが、元来言ってきたところの、もう一つ言ってきたところの底辺を広げる、特に、柳澤大臣も言われましたけれども、株式の金融財産に占める割合を上げるんだということであれば、一人当たりの投資機会をふやすと同時に、新しい人にどんどん入ってもらふという政

策がぜひ必要になってくると思うんです。これは一方で改革先行プログラムということで、金融市場の構造改革プログラムというのがあるようですが、これにそれなりの政策はうたっていますけれども、ちよつと抽象的でよくわからないんです。そういった新しい人の株式市場に入ってくるような仕組み、それはもう一つ大きな柱を立ててやる必要があるように思うんですが、どうでしょう。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これはそういう面もあるうかと思うんですが、ちよつと頭に浮かんだことを最初に申させていただきますと、塩川大臣の今度の税制改革の中で注力をしていただいたことは、やはり新規の投資家とか個人投資家というものをかなり念頭に置かれて仕組んでいただいた。要するに、株の売却益のことばかりおまえたちは言っているんじゃないか、そうではなくて、株の取得そのものに魅力を感じるような税制が何かということを考えて言われたことがございまして、そういうようなことで、私は塩川大臣はさすが練達の政治家で着眼点が違うなと思つて感心させられたわけですが、そういう意味では、この税制もそういう面がないとは言えない、近來になくそういったことに配慮がある税制改正だということとはちよつと申させていただきます。

それからもう一つ、新規の投資家をどうやって呼び込むかというのは、もちろん今の証券会社がしっかりとするということはあるんですけども、これはまだ投資信託とか、そこまで株の窓販まで認めるかどうかはともかくとして、例えば信託でいうと、証券会社の信託のお客と銀行の今行われている窓販による信託のお客はやっぱり違ふと言ふんですね。例えば売買の頻度なんかを考へても、証券会社のお客さんは割と投資信託でも売買を非常にするんだけれども、銀行の投資信託のお客さんというのはずっと積み上げていくというふうなことがあるということが言われております。

それから、もし仮に、私、なかなかこれ、何と

いうか、いわく言いたいところがあるわけですが、片方は国営企業なものですから、余りちよつと私の立場では言いがたいところがあるんですが、例えば郵便局で株式なり投資信託を売るといふことになる、また恐らく国民の中の全然違ふ層、今まで証券会社なんか絶対のぞいたこともないような堅実な、そういう人が堅実と言つちやいけないかもしれないが、そういうような人に完全に当てはまるというか、当たるといふか、そういうことがあり得ると思うんです。

ですから、本当はそういったことをやっていくということが、個人投資家というか、国民の非常に多様な層にこうした証券を持ってもらうというこのためには必要で、今の体制のまま証券会社に幾らやれと言つてもなかなか限界があるんじゃないか、これを我々は中長期的な課題として研究していかなきゃいけないんじゃないか、こういうふうに思っているわけでございます。

○平野達男君 私は、素人が株式に入ろうとしたときにもう一つやっぱり不安なのは、株価がどうやって決まるかというのがよくわからないということがあると思います。以下は、これは書生論になつてしまふかもしれないけれども、私は政策として、土地もそうですけども、株もそうすけれども、こういう資産に対する価格形成に對して政策としてこうあるべきだという明確なコミットメントがあつてしかるべきじゃないかと思うんです。

株価というのはやはり基本的には企業収益で決まりますよ、それでリスクプレミアムと、あと利子率で割つて、それが株価ですよと、こういうことを政策としてしっかりと打ち出す。これは土地もそうだと思います。これがないために、こういうのを打ち出してそれに持つていくといった政策の道筋が見えないために、株に投資すれば何か損もするかもしれないし得もするかもしれない、その中で一歩踏みとどまるような条件になつちやっているんじゃないかと思うんです。

私は、やっぱり株価は、短期的あるいは中長期

的に見ると多少のフラクチュエーションはあつたとしても、長期的に見ればそんなに大きな変動はない。もちろん、企業で見れば、企業の収益が悪くなつたら株価が下がるのは当たり前だと思うんですが、そういった方策に持つていつて、やっぱり株に投資して配当でもらうということだという明確な意思表示をした上で、明確ないうか、それが基本ですよというふうな意思表示をした上で政策をそちらに持つていくということが、新しい人たちが入る上での安心材料にもなるんじゃないかなというふうな素人ながら思つてしまふんですが、ぜひ一言コメントか御感想をお聞かせ願ひたいと思います。

○国務大臣(塩川正一郎君) おっしゃるように、その信頼性が一番大事だと私は思うんです。そのためには、現在アメリカ等は改正しているようにございすけれども、日本でも株の貸し借り、信用取引でございすね、あれはある程度やっぱり改正する必要があるんだらう、信頼性を取り戻すために必要だろうと。あれにヘッジファンドが結びついてまいりましたが、善良なる投資者は何が何だかわからぬうちに株が動いてしまつておるといふ非常に不安定なところがございす。アメリカの方では、私聞きまして、それに対する措置として何か株の貸し借りについての制限をきつとしたということをお聞ひしておりますが、日本においてもこれは検討すべき問題ではないかと。

したがって、株式市場はある程度相場的な要素も持つておるのは当然でございす。そうでなければまた実際動かないのでございすけれども、しかし、それを悪用してしまつてそこに投機を持ち込んでくるということとは、これに對しては、投機を持ち込んだ者も犠牲を払わにやいかぬよということとはもう少し厳格にやつてもいいんじゃないかと思つております。

○平野達男君 時間がなくなりましたので、最後にもう一点。

○委員長(山下八洲夫君) 簡潔にお願いします。○平野達男君 してもしなくてもいいコメントに

なつてしまひますけれども、日本人はリスクをとらないという意見がある一方で、パチンコもやる、こいこいもやる、マージャンもやる、競輪もやる。それから、パブル自体が実は、日本人は大きなリスクというか投機性に手を出しやすいという性格が起こした一つの現象じゃないかと思ひますし、現象的に見れば、私らの日本人の遺伝子の中にはかなりリスクをとるといふ遺伝子はあるんじゃないかといふふうに私は思つています。

思つていますし、だからこそ、それともう一つ、きょうは言えなかつたんですけれども、パブルの後遺症としてそういった投機性の強いものに對する反発が出てゐるんだと思ふんですが、ぜひ、株といふものはこういうものだ、それから手続といふのはこういうものだ、それから株式市場といふのはこういうものだといふような、わかりやすい情報をしっかりと出していただいくことが必要だといふ、ちよつと最後はまとまつたようなまとまらないようなコメントなんです、以上申し上げて、終わります。

○椎名素夫君 余り明確な形で予告しておりませんが、おつき合ひを願ひます。

実は、前から感じておりましたけれども、法案をおつくりになつてお出しになりますね、これはこういう法案ですという提案理由の説明があるんですが、これが実に貧弱なものだと私は思つております。大変に手続的で、今度の提案理由の御説明を大臣からいただきましたけれども、一体これ何のためにつくつたのかなんというあたりはほとんど書いてなくて、何か信頼性をどうのこうのといふような、証券市場のためこうこうこうしたと、内容はこうですという話だとか出てこない。その証拠に、きょう、与党の若林理事が冒頭で、この法案のねらいは何ですかといふことをわざわざお聞きにならなさいかぬといふようなことになつておりますね。これは、この法案だけのことじゃありません、もうすべてそうだと思います。これはいわば証券の、株の取引にかかる税金の話ですから、これはすぐれて財務省の主税の話

である、それは大変結構なんです、だからその範囲でしか言わぬよといふことになる、よくわからなくなつちやう。

今、改革といふことで非常に張り切つてやつておられる、これは大変結構なことだと私は思つておりますが、日本の構造を大きく改革しようといふのは、今まで壁にあつたタイルを張り合わせ、おふる屋さんの絵みだいのがあつたといひますと、今まで富士山がかいてあつたけれども、これはもうやめて、何にしましようかね、何でもいいんですが、ほかの絵に変えようといふ話だと思ふんです。大変大きな話である。それが改革といふことであつて、それから一方では、特殊法人をどうしようとか、それから、何でもか、三十九兆円枠をどうしようとか、それが全部合わさつて日本は変わつていくんだといふことをおやりになりたいと言つておられる。しかし、それぞれ、それをばらして法案をおつくりになるところには、タイルの一枚を持つてこられて、このところは今までちよつと黒ずんでおりましたけれども、もつとききれいな色に焼かれますといふ話をされても、一体富士山が何の絵になるんだらうといふのがわがわがからぬといふような感じを受けるわけです。

平和なときには、賢明な、誠実な政治家、それから勤勉で間違ひのない官僚の諸君に任せておきや大体大丈夫だといふ、かつての幸せな時代にはあれでいいんでしようが、これから変えようといふ、そのときにはやつぱり、それなりのメッセージが一つ一つの法案にも常に繰り返されるといふようなプレゼンテーションをやつていただくといふことが非常に大事だと思ふんです。

殊に今、国民が確かに不安を抱いてゐるようなときに政治に関心が集まつてゐる。そして、例えば委員会の模様なども、どんなことを一体話してゐるんだらうかといふようなので、のぞいてみたといふようなところまで政治に対する関心が来ているときに、タイル一枚、色合ひを変えますといふ話をやつてゐるといふことになる、ここ

に、きょう五時間ですか、傍聴の方が座つていても、何の話をやつてゐるのかわからないといふことになる。そのところをぜひ、お二人とも小泉改革の中心におられる大臣でいらつしやるので、考えていただきたいと思ふわけです。

それで、実は思ひ出すんですが、この同じ委員会、実は去年、三月の十四日に私が、個人のお名前まで出して引用するのは余り好むところではないんですが、物事はつきりさせるために、要するに、前財務大臣に私は伺つた。今、非常に大変なことになつておつて、当時ですね、あえて聞きますが、国務大臣をお引き受けになつたときに、抱負といふか、何をやるうとお思ひになつてお受けになつたか言つてくれと、こつ言つたんです、私が。そうしましたら、そのお答えは、

これだけ不況が続いて、各四半期ごとの経済成長はずつとマイナスになつてゐる、この不況をとにかく脱却してプラス成長のサイクルに戻すことが大事で、そのためには何といつても財政が総力を挙げて出動して、いわば誘ひ水を出して、それは主として公共事業とか減税とか金融の手当てとかいふことでございますが、それによつて民間の経済力、消費と設備投資が経済を主導するところまで持つていくのが自分の仕事である。そのために、財政再建といふようなこととはいふことであるが、当面、これは一遍棚上げをさせてもらつて財政をフルに総動員するしかない、こつういう気持ちでございました。こつうおつしやつたんです、これは一年半前です。

これと比べますと、じゃ、いつまでそんなことをやつていていいんですかといふ話で、実は、あるいは御記憶の方もあるかもしれませんが、経済のパラダイムが変わつてきてゐるんじゃないかと。現在の、といふか当時のですね、パラダイムですつと推し進めていくと新しいパラダイムにぱんと急に乗り移れるといふことになるんでしようかといふ話をしたんです、私が。そうしましたら、大臣が、いや、そういうことは余り表面には

大げさにはあらわれないけれども、粛々と進行してゐると思ふ、私は日本人の賢さといふことを信頼しておるので変わつていくだらうと思ふ、そしてその新しいパラダイムに日本の経済が乗り移るまでのこれはコストだと思つておると、こつう話をしていたいただきました。これ、大分違ふんです、だから、今は。

前大臣は、日本人は利口だからもう変なことはわかつてゐるので、少し時間がかかるかもしれないけれども変わるだらうとおつしやつたわけなんです。小泉総理大臣あるいはお二人とも大臣はそうなんではないか、変わるだらうなんて言つてゐるわけにはいかない、変えちまうんだと、こつうおつしやつてゐるんでしよう。これは物すごい違いなんです。

その違いといふことがあつて、そして全体の絵の中の金融といふところは大体こんな格好になつて、富士山の絵をかくんだつたらふもとのところなんです。その中の一枚のタイルをやつておられますといふ話をしていたかないと、本当にわけわからぬ。

ですから、私は思ふんですが、政府といふのは一つしかないから、コンペティションがありませんからこんなことで通用しますが、もし二つ政府があつて、政策、その提案、プレゼンテーションのコンペをやつたら、この程度のことをやつていたら負けますよ、これ。ですから、こつういふような相手がいても絶対負けなないといふような態度でやつぱり臨んでいただかないと私はいけないと思ひますので、ぜひそれは将来とも、御所管の省だけでないし内閣全体としても考えていただきたいと思ふんですが、いかがでしようか。

ついでにちよつとやつておきますが、今私が読み上げました一年半前のこつういうパラダイムであつたといふときも、政府提案といふのは要するに商品のプレゼンテーションだと考えると、与党の皆さんはそのセールスマンだと思ふんですが、そのときも悠々と聞いておられて、そしてまた今こつうして座つておられて、全然違ふ話でこつ

悠々としていらつしやるというあたりも、少しお考えを奮い立たせてちゃんと議論していただければと思います。これは蛇足ですが、大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣 塩川正十郎君 今お尋ねのを要約しますと二つの問題があったと思うのです。一つは部分と全体、全体を変えて仕組みを変えていこうとするならば、部分的なものもそれに整合したもので変わっていかねばならぬのであろう。また、逆に言つて、部分を全部変えることによって全体がなるほど変わったということの最終的な整合をとらないかぬと、このことをおっしゃつておられると思ひます。

そういう観点から見ますと、今回の租税特別措置法、税制改正というのはその一端の方向に見定めたものであるということで私たちは理解していただきたいと思ひます。それは何かといひましたら、分離課税という不透明な制度がございましたが、それを変えて、しようということをやつておりますので、それは理解していただいておる。

それから、確かにバラダイムはもう変わるんです。変えなければならぬと思ひつてゐるんです。パブル崩壊から十数年来ましたけれども、これはやつぱり、根源をたどりまうと昭和十五年の国家総動員法のあの施行、そして昭和十六年の国家体制の改造ですね、あれからの延長線、ずっと引き継いできております。ですから、そういういわば護送船団方式を変えて、そしてグローバルゼーションの体制に変えていかなきゃならぬ、こういうことで我々も一生懸命方向転換したところとところでございまして、方向転換の入り口のところに來ておるんでございまして、これからその方向をきちつと間違えないようにやっていくということをお誓ひしておきたいと思ひます。

○椎名素夫君 ありがとうございます。今御説明をいただいたところは、私に対しては蛇足というところで、それをよくわかりなかつた上でこれをやつていらつしやるということはよくわかつてゐる。ただ、それを私にお話ししたと

ころでしようがないんで、国民にわからせなきゃいけない。そのためには、内容はともかくとして、その内容を、ここは要するに国民の代表が來ておられるわけですから、それを通じて、あるいは報道を通じてきちつとみんなにわからせるというプレゼンテーションですね、このところに本當に力を注いでいただくのが大変必要だと思うんです。

今のところは、英語でワンライナーという言葉があります、一行でぱつと言へるようなせりふのことを言うんですけれども、総理のワンライナーのせりふの迫力で何となしに押しまくつておられるところがあるかと思ひますが、それだけではやつぱり足りないんで、何といつてもいろんな手続で不満な方もたくさんいるし、私も百点満点というわけじゃありませんけれども、とにかく総理はやつておられると。そして、それが非常に明確なメッセージを出している。それは政府が総動員で、官僚の皆さんも協力して、そしていかにわからせるかというのをぜひやつていただきたい。そのことをお願いしたいので、中身についてはよく私もわかつてゐるつもりであります。

そういうことからいへば、ついでに今回の税制改正案を見ますと、基本のところはいい、背筋が通つてゐる。ただ、それと、まあ当面のところ、せつかく変えるんだから、少しは欲も出して、これらの人を引きずり込めるようなところはないかというのがくつついてゐるという感じだと思ひますが、それはまた柳澤大臣がちゃんとわかつてゐられるようなん、またこれは安心しましたから、そこはどうなつてゐることは伺ひませう。

しかし、大事なことは、本筋のところはこれで、それにひらひらくつつけて、まあ当面のところこれでやつてみるかと。このところは、私としてはその不純なものはみんな除いちゃえという気はしないんで、まあやつてみたらという感じで私はおります。ただ、それまでを全部同じレベルの問題だと思つて固定化しないように、そういう

本筋にあつた話と、それからまあ当面ちよつとこころで弁當食うかというふうな話とは違ふんだというところを皆さん誤解しないようにこれからも進んでいただきたいということをお願いしておきます。

それで、余り時間がないのでちよつと急ぎますが、これによつて株の取引が急にふえるなんてことはないと私は思つております。それでもいい方向に道をとにかく、あるいは光を当てたというだけでもいいと思ひますが、根本はやつぱり証券市場それ自体の問題であり、さかのぼつていけば企業の問題であり、銀行の問題であるということだと思ひます。

そこで、大きく言えばマーケットの問題である、いかに日本のマーケットがだれにとつても魅力的なものになるかということをやつて達成していくかということを考えなきゃいけない。それについて、ここにいきなりタイルの話になると心配ですが、骨太の方針それから金融小委員会に書いてあるところを見ると、そこらあたりは大体わかつておられるというので、あえて一生懸命速く進めばその方向に行くだろうと思ひますが、これなかなか大変な話であつて、企業が一生懸命やつて頑張つて、もうかるようにして、配当もふやしてというふうなことが一つありますし、これについても、みんなへたり込んじやつて何かくたびたような願ひしてゐるんで心配なんです。

それと、それを上場する、こういう会社ですというその監査、企業会計の報告というのは、これがまた本当かねというのが日本の会計体制の特徴だと世界ではレツテルを押されてゐる。日本の公認会計士さんその他含めて、監査法人が適正と認めてゐるような企業の経営報告は信用するなというふうなことになる。そのあたりをどうするか。銀行でも、一番ここに上場できれば間違いないというニューヨークの株式市場にアメリカのSECの基準で上場してゐるのは、銀行の中でも東京三菱銀行だけである。あとは、どういふわけが知りませんが、あそこへ持つていくと

いろんな基準が非常に厳しいですから嫌だということも実はあるように私は思つております。

そういうことですから、ごくごく少数の会社を除いては、世界基準での企業報告を用意してゐるところは日本では非常に少ない。数えるほどしかない。二、三十しかないんじゃないでしょうか。それを一体どういふふうに向つていくか。そういう会社ばかりある日本のマーケットですと、世界じゅうから魅力が出てくるということだと思ひます。そこをどうするかという問題がある。

先ほど三つの不信というのがありました、これは非常に重要でありまして、これを全部解いていかなきゃいけない。一番根元にあるのは、証券会社が信用できないとか何とかありますが、やはりちゃんとマーケットというのが監視のシステムと体制というのがきちつとしてゐるんだらうかということが私は基本だと思ひます。

前からも、これはやはり去年申しましたけれども、ここにおいて、アメリカが一九二〇年代の最後にやりました、上院でつくつた有名なペコラ委員会の教訓というのは十分に酌み取らなきゃいけない、そして、その結果できた非常に独立性の高いアメリカのSECというふうなものをつくるな、きやいけなんじゃないかということを去年の四月の何日かにこの委員会でも申し上げたら、何人かの方が賛成と、こうおっしゃつていただいた。だけれども、それだけのことで、いまだに何も起こつておりません。

やはりそういうものがあるということ、そしてそこが相当な権限を持つということがその基本にあるんじゃないかと思ひますが、この問題についてどうお考えかということ、これは柳澤大臣でしようか、お答えいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣 柳澤伯夫君 まず、発行会社の情報開示について申し上げますけれども、確かに日本の財務諸表の質の問題というものについては反省すべきことが多いということがございまして、近

時においては、そういう反省に立ちまして、例えば時価会計の導入というように、さらには連結の財務諸表というものをつくりたいと本会の会社の実力は表示できないということから、これについては実質支配力基準というように、連結の情報を開示する、連結の財務諸表にするというように行われていること、権名委員、もう御案内のとおりでございます。

それからまた、確かに公認会計士の外部監査というものについても、最近では公認会計士協会の方でいろいろと、公認会計士そのものの質の向上を期しているような研修会をいたしたり基準を示したり、そういうようなことで品質を向上させるという努力が行われております。まだまだそうした全体としての質の向上ということについてはなすべきことが残っているのかもしれないけれども、当面そういうようなことで質の向上を図っているということをここで確認させていただくということにしたいと思います。

それから、市場監視の機能ですけれども、この点は本当に権名委員の御指摘のところが当たっているというところは言わざるを得ないわけですが、ただ、その体制という、組織形態というものが問題なのか、あるいはもっとベースのところ、今の監視委員会についてもマンパワーがもう絶対的に不足しているのかということがやはり私には問題のように思われるわけでございます。

組織が仮に今のまま、今のマンパワーのまま、組織が仮にどうなつても始められないんじゃないか、私には思えるわけでございます。アメリカの市場における不正行為に対する摘発の件数というか、そういうようなものに比して、やっぱり監視委員会の摘発の件数というのは、絶対水準で比較するのは少し酷であるということ、これはまあ保留しなければいけませんけれども、もっともと本当は、日本の証券市場というものを国民から信頼されるものにするためには頑張っていたかなきゃならない。

新委員長のもとで非常に今意気盛んにこれに取

り組まれんとしておりますけれども、いかんせんマンパワーの絶対量というものについてはなお非常に不足の状況でございます。これについては委員各位の御理解を得て、我々、関係当局に折衝をして一日も早く充実したものにしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

SECのことでございますけれども、私は、実は私的な懇談会ということで二十一世紀の金融システムということを考えまして、今こういう問題についての専門家の方々にいろいろ意見を徴する機会がありますが、まだ始まったばかりでございますが、その一部からは、やっぱりアメリカの体制は時代おくれというように発表される委員も正直言っております。これはやっぱり商品が複合的なものになつて、金融商品がいろいろな側面を持つ複合的なものになつて、いろいろなことであるとか、あるいは企業そのものが金融テクノロジー化しているというように、ものに必ずしも対応できていないんじゃないか。そういうものに比べると、まだスタートしたばかりでその成果を比較するわけにはいかぬけれども、イギリスのようなものの方がやっぱりフィットしているんじゃないかという意見も聞かれています。

これは、何も根回しとか何もしているわけじゃありませんけれども、そういうようなことで、たまたまでしょうけれども、私もここで何回も言わせていただいたラインと大体同じようなことも聞くわけでございます。そういうことでこれからなお検討はしてまいりますけれども、当面、我々の意見はそういうものであるということをお願いさせていただきます。

○権名委員 終わります。
○委員長(山下八洲夫君) 他に御発言もありませんから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(山下八洲夫君) 委員の異動について御報告いたします。
本日、金田勝年君が委員を辞任され、その補欠

として三浦一水君が選任されました。

○委員長(山下八洲夫君) 本案の修正について峰崎直樹君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。峰崎直樹君。

○峰崎直樹君 私は、民主党・新緑風会を代表して、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に、対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。
現在、我が国の証券市場改革の最大の課題と言われる個人投資家の市場参入の促進については、言うまでもなく、証券市場の信頼回復、透明性向上、株主重視の企業経営などのインフラの改革が不可欠であり、証券税制のみで貯蓄から投資に資金の流れを変えるものではありません。市場の透明性向上の観点からは、民主党が提案しているように、まず米国SEC並みの独立性と監視体制を持つ証券取引委員会を設けることが望まれます。

こうしたインフラの上に、証券税制の見直しについては、第一に、短期的な株価対策ではなく、市場の信頼性や透明性の向上と整合的であること、第二に、金融資産に係る所得課税の公平を実現すること、これが改正の基本的な方向性であるべきだと民主党は従来から主張してまいりました。

この意味で、本改正案のうち、恒久税制と言うべき申告分離一本化、税率の引き下げ、譲渡損失の繰越控除については、私たち民主党が昨春秋以来主張してきた内容と同一であり、むしろ政府・与党の対応が遅きに失した感はあるものの、当然の改正であると考えます。

しかし、他方、同法案では、取得費の特例、百万円の特別控除の特例の延長、そして緊急投資優遇措置と称する非課税措置の創設など、法改正の本来の目的から逸脱した筋悪で、外れの株価対策、思いつきの対策としか言いようのない項目も

含まれております。特に、緊急投資優遇措置については、短期的には買い誘引にはなるものの、実際に非課税が適用される時期になれば当然売り誘引になり、個人投資家にとつてリスク低減の観点から望ましいとされる長期的、安定的な投資への誘導策とはなっておりません。むしろ、同一銘柄の回転売買による証券会社の手数料稼ぎなど、政策目的とは無関係の取引に利用される可能性も大きいと言わなければなりません。

このため、民主党は、特に逸脱の甚だしいこの緊急投資優遇措置について、これを削除することが望ましいと考え、本修正案を提出することといたしました。

次に、修正案の内容の概要を申し上げます。
本修正案では、改正案中、特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する租税特別措置法第三十七条の十四の二を削るとともに、これに伴う所要の規定の整理を行うこととしたしております。

以上が修正案を提案する理由であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いし、趣旨の説明を終わります。
○委員長(山下八洲夫君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。
○大門実紀史君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の租税特別措置法改正案並びに民主党提案の修正案に反対の討論を行います。

政府提出案は、小泉内閣の骨太方針で掲げられている証券市場の構造改革に基づいて提案されているもので、低迷する株価を支え、千四百兆に上る個人の金融資産を株式市場に誘導するため、株式譲渡益課税を思い切つて減税しようというものであります。
しかし、株式市場の活性化、発展は、市場の信頼性の確保や証券業界の体質の改善によつてこそ実現できるものであり、税の優遇によつて一般国民を株式市場に参加させようとすることは本末転

例であります。

また、本改正案に盛り込まれた優遇措置の内容は、源泉分離課税は廃止するものの、税率の引き下げ、損失繰越控除制度の創設など破格の優遇となっております。とりわけ一千万円までの株式譲渡益を非課税とする緊急投資優遇税制は、全く異例の優遇措置と言わなければなりません。結局、本法案は証券市場の活性化には役に立たず、勤労者にかかる所得税と比較して、キャピタルゲインに対する大幅な減税を行うことにより、税の不公平をますます拡大するものであります。

また、民主党提案の修正案は、緊急投資優遇措置を削除する点では一定の改善ですが、その他の優遇措置はそのまま残しており、賛成することはできません。

以上の理由から、政府提出案並びに民主党案に反対することを述べ、討論いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより租税特別措置法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、峰崎君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下八洲夫君) 少数と認めます。よって、峰崎君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下八洲夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時六分散会

〔参照〕

租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第三十七条の十四を改め、同条の次に一条を加える改正規定中「改め、同条の次に次の一条を加える」を「改める」に改め、第三十七条の十四の二を削る。

附則第一条ただし書中「次に掲げる」を「第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の」に改め、同条各号を削る。

附則第二条第一項中「第三十七条の十二の二及び第三十七条の十四の二を」及び第三十七条の十二の二に改め、「及び同法第三十七条の十四の二第一項に規定する特定上場株式等の同項第四号に掲げる譲渡」を削る。